

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.001

処 分 名	専用水道設置者等に対する給水停止命令
処 分 の 概 要	専用水道において、施設基準に適合しなくなった場合、改善の指示を行うことができます。また、水道技術管理者が継続して職務を行った場合は水道技術管理者の変更を勧告することができます。簡易専用水道の管理が厚生労働省令に定める管理基準に適合しなくなった場合、必要な措置を採るよう指示することができます。さらに、専用水道、簡易専用水道の設置者がこれら改善の指示等に従わない場合は給水停止を命ずることができます。
根拠法令等・条項	水道法（昭和３２年法律第１７７号）第３７条
処 分 基 準	◎市長は、専用水道において、施設基準に適合しなくなった場合、改善の指示を行うことができます。また、水道技術管理者が継続して職務を行った場合は水道技術管理者の変更を勧告することができます。簡易専用水道の管理が厚生労働省令に定める管理基準に適合しなくなった場合、必要な措置を採るよう指示することができます。この指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「水道の利用者の利益を阻害するおそれがあると認めるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

水道法

（改善の指示等）

第三十六条 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、当該水道施設が第五条の規定による施設基準に適合しなくなつたと認め、かつ、国民の健康を守るため緊急に必要があると認めるときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。

2 厚生労働大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、水道技術管理者がその職務を怠り、警告を発したにもかかわらずなお継続して職務を怠つたときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第三十四条の二第一項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

（給水停止命令）

第三十七条 厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第一項又は第三項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第二項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

（市又は特別区に関する読替え等）

第四十八条の二 市又は特別区の区域においては、第三十二条、第三十三条第一項、第三項及び第五項、第三十四条第一項の規定により読み替えて準用される第十三条第一項及び第二十四条の三第二項、第三十六条、第三十七条並びに第三十九条第二項及び第三項中「都道府県知事」とあるのは、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.002

処 分 名	公害防止統括者等の解任命令
処 分 の 概 要	公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者が、この法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法若しくは振動規制法又はこれらの法律に基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定に違反したときは、公害防止統括者等の解任を命令することができます。
根拠法令等・条項	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和４６年法律第１０７号）第１０条
処 分 基 準	◎市長は、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者が、この法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法若しくは振動規制法又はこれらの法律に基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定に違反したときは、特定事業者に対し、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者の解任を命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「法令の規定に違反したとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

（公害防止統括者等の解任命令）

第十条 都道府県知事は、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者が、この法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法若しくはダイオキシン類対策特別措置法又はこれらの法律に基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定に違反したときは、特定事業者に対し、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者の解任を命ずることができる。

（市町村が処理する事務）

第十四条 この法律に規定する都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長（政令で定める特別区の区長を含むものとし、第二条各号の政令で定める施設のうち騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている特定工場に係る事務については、市町村長とする。）が行うこととすることができる。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令

（法第十条の政令で定める法令の規定）

第十二条 法第十条の政令で定める法令の規定は、湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又は大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）、湖沼水質保全特別措置法、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）若しくはこれらの法律に基づく命令の規定に相当する鉱山保安法、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）、電気事業法（昭和三十一年法律第百七十号）若しくはこれらの法律に基づく命令の規定とする。

（市町村が処理する事務）

第十四条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている工場に係る事務は市町村長が、次の各号に掲げる工場に係る事務はそれぞれ当該各号に掲げる市の長が行うこととする。この場合においては、法中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、市町村長又は市の長に関する規定としてそれぞれ市町村長又は当該各号に掲げる市の長に適用があるものとする。

一 ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又はダイオキシン類発生施設が設置されている工場 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この

条において「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)

二 前号に掲げる工場以外の工場(騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている工場を除く。) 指定都市及び中核市並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、藤沢市及び徳島市

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.003

処 分 名	ばい煙発生施設の構造、使用方法等に関する計画変更命令及び計画の廃止命令
処 分 の 概 要	ばい煙発生施設の設置等の届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙発生施設に係る排出基準に適合しないと認めるとき、ばい煙発生施設の構造、使用方法等に関する計画の変更又は、廃止を命令することができます。
根拠法令等・条項	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第9条
処 分 基 準	◎市長は、ばい煙発生施設の設置又はばい煙発生施設の構造等の変更の届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙発生施設に係る排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更又はばい煙発生施設の設置の届出に係るばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「ばい煙発生施設に係る排出基準に適合しないと認めるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

大気汚染防止法

（計画変更命令等）

第九条 都道府県知事は、第六条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度がそのばい煙発生施設に係る排出基準（第三条第一項の排出基準（同条第三項又は第四条第一項の規定により排出基準が定められた場合にあっては、その排出基準を含む。）をいう。以下この章において「排出基準」という。）に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更（前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第六条第一項の規定による届出に係るばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

地方自治法

（条例による事務処理の特例）

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

（市町村が処理する事務の範囲等）

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第61項

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.004

処 分 名	特定工場における指定ばい煙の処理方法の改善等の命令
処 分 の 概 要	ばい煙発生施設の設置届出等があった場合において、その届出に係るばい煙発生施設が設置される特定工場等について、当該特定工場に設置されるすべてのばい煙発生施設に係る当該指定ばい煙の合計量が総量規制基準に適合しないと認めるとき、特定工場における指定ばい煙の処理方法の改善等の命令を行うことができます。
根拠法令等・条項	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第9条の2
処 分 基 準	◎市長は、ばい煙発生施設の設置又はばい煙発生施設の構造等の変更の届出があった場合において、その届出に係るばい煙発生施設が設置される特定工場等について、当該特定工場等に設置されるすべてのばい煙発生施設に係る当該指定ばい煙の合計量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、当該特定工場等の設置者に対し、当該特定工場等における指定ばい煙の処理の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置を採るべきことを命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「総量規制基準に適合しないと認めるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

大気汚染防止法

第九条の二 都道府県知事は、第六条第一項又は第八条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設が設置される特定工場等（工場又は事業場で、当該ばい煙発生施設の設置又は構造等の変更により新たに特定工場等となるものを含む。以下この項において同じ。）について、当該特定工場等に設置されるすべてのばい煙発生施設に係る当該指定ばい煙の合計量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、当該特定工場等の設置者に対し、当該特定工場等における指定ばい煙の処理の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

地方自治法

（条例による事務処理の特例）

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

（市町村が処理する事務の範囲等）

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第6 1 項

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.005

処 分 名	ばい煙発生施設の構造等の改善命令、施設の使用停止命令
処 分 の 概 要	ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、ばい煙発生施設の構造等の改善命令、施設の使用の一時停止を命令することができます。
根拠法令等・条項	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第14条第1項
処 分 基 準	◎市長は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

大気汚染防止法

（改善命令等）

第十四条 都道府県知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 第十三条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。
（略）

地方自治法

（条例による事務処理の特例）

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

（市町村が処理する事務の範囲等）

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第61項

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.006

処 分 名	特定工場における指定ばい煙の処理方法等の命令
処 分 の 概 要	総量規制基準に適合しない指定ばい煙が継続して排出されるおそれがある場合において、当該指定ばい煙に係る特定工場等の設置者に対し、期限を定めて、当該特定工場等における指定ばい煙の処理の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置を命令することができます。
根拠法令等・条項	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第14条第3項
処 分 基 準	◎市長は、総量規制基準に適合しない指定ばい煙が継続して排出されるおそれがあると認めるときは、当該指定ばい煙に係る特定工場等の設置者に対し、期限を定めて、当該特定工場等における指定ばい煙の処理の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置を採るべきことを命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「総量規制基準に適合しない指定ばい煙が継続して排出されるおそれがあると認めるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

大気汚染防止法

(改善命令等)

第十四条 (略)

3 都道府県知事は、総量規制基準に適合しない指定ばい煙が継続して排出されるおそれがあると認めるときは、当該指定ばい煙に係る特定工場等の設置者に対し、期限を定めて、当該特定工場等における指定ばい煙の処理の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

4 前項の規定は、第二条第二項の政令の改正、第五条の二第一項の地域を定める政令の改正又は同項の都道府県知事が定める規模の変更により新たに特定工場等となつた工場又は事業場については、当該工場又は事業場が特定工場等となつた日から六月間は、適用しない。

地方自治法

(条例による事務処理の特例)

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第61項

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.007

処 分 名	燃料使用基準の遵守命令
処 分 の 概 要	いおう酸化物に係るばい煙発生施設において燃料使用基準に適合しない燃料を使用している者に対して、燃料使用基準に従うよう勧告を行い、その勧告に従わないときは、期限を定めて、当該燃料使用基準に従うべきことを命令することができます。
根拠法令等・条項	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第15条第2項
処 分 基 準	◎市長は、いおう酸化物に係るばい煙発生施設で季節により燃料の使用量に著しい変動があるものが密集して設置されている地域として政令で定める地域に係るいおう酸化物による著しい大気の汚染が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、当該地域におけるいおう酸化物に係るばい煙発生施設において発生するいおう酸化物を大気中に排出する者が、当該ばい煙発生施設で燃料使用基準に適合しない燃料の使用をしていると認めるときは、その者に対し勧告し、その勧告に従わなかつたときは、期間を定めて、当該燃料使用基準に従うべきことを命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「燃料使用基準に適合しない燃料の使用をしていると認めるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

大気汚染防止法

（季節による燃料の使用に関する措置）

第十五条 都道府県知事は、いおう酸化物に係るばい煙発生施設で季節により燃料の使用量に著しい変動があるものが密集して設置されている地域として政令で定める地域に係るいおう酸化物による著しい大気の汚染が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、当該地域におけるいおう酸化物に係るばい煙発生施設において発生するいおう酸化物を大気中に排出する者が、当該ばい煙発生施設で燃料使用基準に適合しない燃料の使用をしていると認めるときは、その者に対し、期間を定めて、燃料使用基準に従うべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、期間を定めて、当該燃料使用基準に従うべきことを命ずることができる。

3 第一項の燃料使用基準は、環境省令で定める燃料の種類について、環境大臣が定める基準に従い、同項の政令で定める地域ごとに都道府県知事が定める。

4 環境大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

5 都道府県知事は、第三項の規定により燃料使用基準を定めるときは、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

地方自治法

（条例による事務処理の特例）

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

（市町村が処理する事務の範囲等）

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第61項

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.008

処 分 名	指定地域における燃料使用基準遵守命令
処 分 の 概 要	指定地域において、いおう酸化物に係るばい煙発生施設において燃料使用基準に適合しない燃料を使用している者に対して燃料使用基準に従うよう勧告を行い、その勧告に従わないときは、期限を定めて、当該燃料使用基準に従うべきことを命令することができます。
根拠法令等・条項	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第15条の2第2項
処 分 基 準	◎市長は、いおう酸化物に係る指定地域において、特定工場等以外の工場又は事業場における燃料の使用が燃料使用基準に適合しないと認めるときは、当該工場又は事業場の設置者に対し勧告し、その勧告に従わなかったときは、期限を定めて、当該燃料使用基準に従うべきことを命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「燃料使用基準に適合しないと認めるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

大気汚染防止法

(指定地域における燃料の使用に関する措置)

第十五条の二 都道府県知事は、いおう酸化物に係る指定地域において、特定工場等以外の工場又は事業場における燃料の使用が燃料使用基準に適合しないと認めるときは、当該工場又は事業場の設置者に対し、期限を定めて、燃料使用基準に従うべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、期限を定めて、当該燃料使用基準に従うべきことを命ずることができる。

3 第一項の燃料使用基準は、いおう酸化物に係るばい煙発生施設が設置されている特定工場等以外の工場又は事業場について定める基準とし、環境省令で定める燃料の種類について、指定ばい煙の総量の削減に関し環境大臣が定める基準に従い、いおう酸化物に係る指定地域ごとに都道府県知事が定める。

4 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該指定地域を二以上の区域に区分し、それらの区域ごとに第一項の燃料使用基準を定めることができる。

5 前条第五項の規定は、第一項の燃料使用基準について準用する。

地方自治法

(条例による事務処理の特例)

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第61項

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.009

処 分 名	事故時の措置命令
処 分 の 概 要	ばい煙又は特定物質が多量に排出される事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるとき、その事故の拡大又は再発の防止に必要な措置をとることを命令することができます。
根拠法令等・条項	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第17条第3項
処 分 基 準	◎市長は、ばい煙発生施設を設置している者又は物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものを発生する施設を工場若しくは事業場に設置している者は、ばい煙発生施設又は特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出される事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、その事故に係る同項に規定する者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

大気汚染防止法

（事故時の措置）

第十七条 ばい煙発生施設を設置している者又は物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下「特定物質」という。）を発生する施設（ばい煙発生施設を除く。以下「特定施設」という。）を工場若しくは事業場に設置している者は、ばい煙発生施設又は特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

2 前項の場合においては、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二十三条第一項の規定による通報をした場合は、この限りでない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、その事故に係る同項に規定する者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

地方自治法

（条例による事務処理の特例）

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

（市町村が処理する事務の範囲等）

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第61項

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.010

処 分 名	一般粉じん発生施設の基準適合命令及び一時停止命令
処 分 の 概 要	一般粉じん発生施設を設置している者が環境省令で定める構造ならびに使用管理に関する基準を遵守していないと認めるときは、基準適合命令、施設の使用の一時停止を命令することができます。
根拠法令等・条項	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の4
処 分 基 準	◎市長は、一般粉じん発生施設を設置している者が、当該一般粉じん発生施設について、環境省令で定める構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該一般粉じん発生施設について第18条の3の基準に従うべきことを命じ、又は当該一般粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「基準を遵守していないと認めるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

大気汚染防止法

（基準遵守義務）

第十八条の三 一般粉じん発生施設を設置している者は、当該一般粉じん発生施設について、環境省令で定める構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守しなければならない。

（基準適合命令等）

第十八条の四 都道府県知事は、一般粉じん発生施設を設置している者が前条の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該一般粉じん発生施設について同条の基準に従うべきことを命じ、又は当該一般粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

（政令で定める市の長による事務の処理）

第三十一条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）の長が行うこととすることができる。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で環境省令で定めるものを都道府県知事に通知しなければならない。

大気汚染防止法施行令

（政令で定める市の長による事務の処理）

第十三条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務（工場に係る事務を除く。）、法第十七条第二項の規定による通報の受理に関する事務、同条第三項の規定による命令に関する事務並びにこれに伴う法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務、法第二十条の規定による測定に関する事務、法第二十一条第一項の規定による要請及び同条第三項の規定による意見を述べることに係る事務、法第二十二条第一項の規定による常時監視及び同条第二項の規定による報告に関する事務並びに法第二十四条第一項の規定による公表に関する事務は、小樽市、室蘭市、苫小牧市、川口市、所沢市、市川市、松戸市、市原市、平塚市、藤沢市、四日市市、吹田市、八尾市、明石市、加古川市及び大牟田市の長（以下「政令市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に関する規定として政令市の長に適用があるものとする。

一 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十一条（法第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第三項（法第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項及び第三項、第十八条の二第一項、第十八条の六第一項及び第三項、第十八条の七第一項並びに第十八条の十五第一項及び第二項の規定による届出の受理に関する事務

- | | |
|--|---|
| | <p>二 法第九条、第九条の二、第十四条第一項及び第三項、第十五条第二項、第十五条の二第二項、第十八条の四、第十八条の八、第十八条の十一、第十八条の十六並びに第十八条の十九の規定による命令に関する事務</p> <p>三 法第十条第二項（法第十八条の十三第一項において準用する場合を含む。）の規定による期間の短縮に関する事務</p> <p>四 法第十五条第一項及び第十五条の二第一項の規定による勧告に関する事務</p> <p>五 法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査（法第二十三条第二項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合における報告の徴収及び立入検査を除く。）に関する事務</p> <p>六 法第二十七条第二項及び第四項の規定による通知の受理に関する事務</p> <p>七 法第二十七条第三項の規定による要請に関する事務</p> <p>八 法第二十七条第五項の規定による協議に関する事務</p> <p>九 法第二十八条第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べることにに関する事務</p> |
|--|---|

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.011

処 分 名	特定粉じん発生施設の設置、構造等の変更に係る計画変更、廃止命令
処 分 の 概 要	特定粉じん発生施設の設置の届出があつた場合、工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるときは、特定粉じん発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法に関する計画の変更又は特定粉じん発生施設設置届出に係る特定粉じん発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができます。
根拠法令等・条項	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の8
処 分 基 準	◎市長は、特定粉じん発生施設の設置等の届出があつた場合において、その届出に係る特定粉じん発生施設が設置される工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法に関する計画の変更又は特定粉じん発生施設設置届出に係る特定粉じん発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「敷地境界基準に適合しないと認めるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

大気汚染防止法

（計画変更命令等）

第十八条の八 都道府県知事は、第十八条の六第一項又は第三項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定粉じん発生施設が設置される工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法に関する計画の変更（同条第三項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は同条第一項の規定による届出に係る特定粉じん発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

地方自治法

（条例による事務処理の特例）

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

（市町村が処理する事務の範囲等）

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第61項

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.012

処 分 名	特定粉じん発生施設の構造の改善命令等及び一時停止命令
処 分 の 概 要	特定粉じん発生施設を設置する工場の事業活動に伴い、敷地の境界線における大気中の石綿濃度が届出施設に係る規制基準に適合しないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん発生施設の構造等の改善を命じ、又は当該特定粉じん発生施設の使用の一時停止を命令することができます。
根拠法令等・条項	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の11
処 分 基 準	◎市長は、特定粉じん排出者が排出し、又は飛散させる特定粉じんの当該工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるときは、当該特定粉じん排出者に対し、期限を定めて当該特定粉じん発生施設の構造若しくは使用の方法の改善若しくは特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法の改善を命じ、又は当該特定粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「敷地境界基準に適合しないと認めるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

大気汚染防止法

（改善命令等）

第十八条の十一 都道府県知事は、特定粉じん排出者が排出し、又は飛散させる特定粉じんの当該工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるときは、当該特定粉じん排出者に対し、期限を定めて当該特定粉じん発生施設の構造若しくは使用の方法の改善若しくは特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法の改善を命じ、又は当該特定粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

地方自治法

（条例による事務処理の特例）

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

（市町村が処理する事務の範囲等）

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第 6 1 項

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.013

処 分 名	特定粉じん排出等作業の計画変更命令
処 分 の 概 要	特定粉じん排出等作業に係る届出（作業方法が除去等の方法の規定によらないときの理由が記載されているものに限る。）があった場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業が、除去等の方法の規定の例外規定に該当しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、除去等の方法の規定による方法により行うことを命ずるものとします。 また、前文の場合のほか、特定粉じん排出等作業に係る届出があった場合、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命令することができます。
根拠法令等・条項	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の18
処 分 基 準	◎市長は、特定粉じん排出等作業に係る届出（作業方法が除去等の方法の規定によらないときの理由（第十八条の十五第一項第三号ロに掲げる事項）が記載されているものに限る。))があった場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業が、除去等の方法の規定の例外規定（第十八条の十九ただし書き）に該当しないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、除去等の方法の規定（第18条の19各号に掲げる措置）に定める方法により行うことを命ずるものとします。 また、前文の場合のほか、市長は、特定粉じん排出等作業の実施の届出があった場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「作業基準に適合しないと認めるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：令和3年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

大気汚染防止法

(計画変更命令)

第十八条の十八 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出（第十八条の十五第一項第三号ロに掲げる事項を含むものに限る。）があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、次条ただし書に規定する場合に該当しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業について、同条各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことを命ずるものとする。

2 都道府県知事は、前項に規定する場合のほか、前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(特定粉じん排出等作業の実施の届出)

第十八条の十七 特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの（以下この条及び第十八条の十九において「届出対象特定工事」という。）の発注者又は自主施工者（次項に規定するものを除く。）は、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 当該届出対象特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該届出対象特定工事の場所

三 当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における当該政令で定める特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

四 当該届出対象特定工事に係る第十八条の十五第一項第二号ロからニまで及び第三号ロに掲げる事項

(解体等工事に係る調査及び説明等)

第十八条の十五 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）の元請業者（発注者（解体等工事の注文者で、他の者から請け負った解体等工事の注文者以外のものをいう。以下同じ。）から直接解体等工事を請け負った者をいう。以下同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

- 一 当該調査の結果
- 二 当該解体等工事が特定工事に該当するとき（次号に該当するときを除く。）は、当該特定工事に係る次に掲げる事項
 - イ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
 - ロ 特定粉じん排出等作業の種類
 - ハ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
 - ニ 特定粉じん排出等作業の方法
- 三 当該解体等工事が第十八条の十七第一項に規定する届出対象特定工事に該当するときは、当該届出対象特定工事に係る次に掲げる事項
 - イ 前号に掲げる事項
 - ロ 前号二に掲げる特定粉じん排出等作業の方法が第十八条の十九各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由
- 四 前三号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

（特定建築材料の除去等の方法）

第十八条の十九 届出対象特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該届出対象特定工事における第十八条の十七第一項の政令で定める特定建築材料に係る特定粉じん排出等作業について、次の各号のいずれかに掲げる措置（第二号に掲げる措置にあつては、建築物等を改造し、又は補修する場合に限る。以下この条において同じ。）を当該各号に定める方法により行わなければならない。ただし、建築物等が倒壊するおそれがあるときその他次の各号のいずれかに掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことが技術上著しく困難な場合は、この限りでない。

- 一 当該特定建築材料の建築物等からの除去 次に掲げる方法
- イ 当該特定建築材料をかき落とし、切断し、又は破砕することなくそのまま建築物等から取り外す方法
- ロ 当該特定建築材料の除去を行う場所を他の場所から隔離し、除去を行う間、当該隔離した場所において環境省令で定める集じん・排気装置を使用する方法
- ハ ロに準ずるものとして環境省令で定める方法
- ニ 当該特定建築材料からの特定粉じんの飛散を防止するための処理
当該特定建築材料を被覆し、又は当該特定建築材料に添加された特定粉じんに該当する物質を当該特定建築材料に固着する方法であつて環境省令で定めるもの

地方自治法

（条例による事務処理の特例）

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する

事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

（市町村が処理する事務の範囲等）

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第61項

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.014

処 分 名	特定粉じん排出等作業の作業基準適合命令及び一時停止命令
処 分 の 概 要	特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が、作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、作業基準に従うべきことを命じ、又は当該石綿の除去作業等の一時停止を命令することができます。
根拠法令等・条項	大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の21
処 分 基 準	◎市長は、特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「作業基準を遵守していないと認めるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：令和3年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

大気汚染防止法

（作業基準適合命令等）

第十八条の二十一 都道府県知事は、特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。

地方自治法

（条例による事務処理の特例）

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

（市町村が処理する事務の範囲等）

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第 6 1 項

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.015

処 分 名	特定施設の設置、構造等の変更に係る計画変更、廃止の命令
処 分 の 概 要	特定施設設置届出又は特定施設変更届出があつた場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口においてその排出水に係る排水基準に適合しないと認めるとき、又は特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるときは、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更又は特定施設設置届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができます。
根拠法令等・条項	水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）第８条第１項
処 分 基 準	◎市長は、特定施設設置届出又は特定施設変更届出があつた場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口においてその排出水に係る排水基準に適合しないと認めるとき、又は特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるときは、その届出を受理した日から６０日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更又は特定施設設置届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができます。 環境省令で定める要件は、有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることです。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「排水基準に適合しないと認めるとき等」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

水質汚濁防止法

（計画変更命令等）

第八条 都道府県知事は、第五条第一項若しくは第二項の規定による届出又は前条の規定による届出（第五条第一項第四号若しくは第六号から第九号までに掲げる事項又は同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。）があつた場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口（排出水を排出する場所をいう。以下同じ。）においてその排出水に係る排水基準（第三条第一項の排水基準（同条第三項の規定により排水基準が定められた場合にあっては、その排水基準を含む。）をいう。以下単に「排水基準」という。）に適合しないと認めるとき、又は特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第五条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

（政令で定める市の長による事務の処理）

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項、第十四条の八第一項、第十四条の九第六項並びに第十六条第一項に規定する事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。次項において同じ。）の長が行うこととすることができる。

水質汚濁防止法施行令

（政令で定める市の長による事務の処理）

第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、八王子市、町田市、藤沢市及び徳島市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

（略）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.016

処 分 名	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置、構造等の変更に係る計画変更、廃止の命令
処 分 の 概 要	特定施設等の設置の届出があつた場合又は特定施設等の構造等の変更の届出があつた場合において、その届出に係る有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が有害物質使用特定施設等に係る構造基準に適合しないと認めるときは、その届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更又は特定施設等の設置の届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができます。
根拠法令等・条項	水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第8条第2項
処 分 基 準	◎市長は、特定施設等の設置の届出があつた場合又は特定施設等の構造等の変更の届出があつた場合において、その届出に係る有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が有害物質使用特定施設等に係る構造基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更又は特定施設等の設置の届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「構造基準に適合しないと認めるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

水質汚濁防止法

（計画変更命令等）

第八条 （略）

2 都道府県知事は、第五条の規定による届出があつた場合（同条第二項の規定による届出があつた場合を除く。）又は前条の規定による届出（第五条第一項第四号から第九号までに掲げる事項又は同条第三項第三号から第六号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。）があつた場合において、その届出に係る有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が第十二条の四の環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第五条第一項若しくは第三項の規定による届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

（有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務）

第十二条の四 有害物質使用特定施設を設置している者（当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から特定地下浸透水を浸透させる者を除く。第十三条の三及び第十四条第五項において同じ。）又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

（政令で定める市の長による事務の処理）

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項、第十四条の八第一項、第十四条の九第六項並びに第十六条第一項に規定する事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。次項において同じ。）の長が行うこととすることができる。

水質汚濁防止法施行令

（政令で定める市の長による事務の処理）

第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、町田市、藤沢市及び徳島市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

（略）

水質汚濁防止法施行規則

（有害物質使用特定施設等に係る構造基準等）

第八条の二 法第十二条の四の環境省令で定める基準は、次条から第八条の七までに定めるとおりとする。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.017

処 分 名	特定施設の設置、構造等変更に係る改善措置命令
処 分 の 概 要	特定施設設置届出又は特定施設変更届出があつた場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、当該指定地域内事業場における污水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）第８条の２
処 分 基 準	◎市長は、特定施設設置届出又は特定施設変更届出があつた場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から６０日以内に限り、当該指定地域内事業場の設置者に対し、当該指定地域内事業場における污水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「総量規制基準に適合しないと認めるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

水質汚濁防止法

第八条の二 都道府県知事は、第五条第一項の規定による届出又は第七条の規定による届出（同項第四号又は第六号から第九号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。）があつた場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場（工場又は事業場で、当該特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となるものを含む。）について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、当該指定地域内事業場の設置者に対し、当該指定地域内事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（政令で定める市の長による事務の処理）

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項、第十四条の八第一項、第十四条の九第六項並びに第十六条第一項に規定する事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。次項において同じ。）の長が行うこととすることができる。

水質汚濁防止法施行令

（政令で定める市の長による事務の処理）

第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、町田市、藤沢市及び徳島市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

（略）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.018

処 分 名	特定施設の改善命令・一時停止命令及び改善措置命令
処 分 の 概 要	排出水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は、特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができます。また、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、期限を定めて、汚水又は廃液の処理の方法の改善等を命ずることができます。
根拠法令等・条項	水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第13条第1項、第3項
処 分 基 準	◎市長は、排出水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は、特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができます。また、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、期限を定めて、汚水又は廃液の処理の方法の改善等を命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

水質汚濁防止法

(改善命令等)

第十三条 都道府県知事は、排水水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排水水の排出の一時停止を命ずることができる。

2 第十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

3 都道府県知事は、その汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排水水が排出されるおそれがあると認めるときは、当該排水水に係る指定地域内事業場の設置者に対し、期限を定めて、当該指定地域内事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

4 前項の規定は、第二条第二項若しくは第三項の施設を定める政令、第四条の二第一項の地域を定める政令又は第四条の五第一項の規模を定める環境省令の改正により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場については、当該工場又は事業場が指定地域内事業場となつた日から六月間は、適用しない。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務(第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項、第十四条の八第一項、第十四条の九第六項並びに第十六条第一項に規定する事務を除く。)の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市(特別区を含む。次項において同じ。)の長が行うこととすることができる。

水質汚濁防止法施行令

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、町田市、藤沢市及び徳島市の長(以下この条において「指定都市の長等」という。)が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

(略)

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.019

処 分 名	特定地下浸透水の改善命令及び一時停止命令
処 分 の 概 要	有害物質使用特定事業場から水を排出する者（特定地下浸透水を浸透させる者を含む）が、環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができます。
根拠法令等・条項	水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第13条の2第1項
処 分 基 準	◎市長は、有害物質使用特定事業場から水を排出する者（特定地下浸透水を浸透させる者を含む）が、環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができます。 環境省令で定める要件は、有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることです。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

水質汚濁防止法

第十三条の二 都道府県知事は、第十二条の三に規定する者が、第八条の環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設（指定地域特定施設を除く。以下この条において同じ。）の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる。

2 前項の規定は、一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から地下に浸透する水で当該施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものについては、当該施設が特定施設となつた日から六月間（当該施設が政令で定める施設である場合にあっては、一年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際既にその水が特定地下浸透水であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例でその水について同項の規定に相当するものがあるとき（当該規定による命令に違反する行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

（政令で定める市の長による事務の処理）

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項、第十四条の八第一項、第十四条の九第六項並びに第十六条第一項に規定する事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。次項において同じ。）の長が行うこととすることができる。

水質汚濁防止法施行令

（政令で定める市の長による事務の処理）

第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、町田市、藤沢市及び徳島市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

（略）

水質汚濁防止法施行規則

（有害物質を含むものとしての要件）

第六条の二 法第八条の環境省令で定める要件は、有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることとする。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.020

処 分 名	有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の改善命令及び一時停止命令
処 分 の 概 要	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者が、有害物質使用特定施設等に係る構造基準等を遵守していないと認めるときは、期限を定めて当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を命ずることができます。
根拠法令等・条項	水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第13条の3第1項
処 分 基 準	◎市長は、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者が、有害物質使用特定施設等に係る構造基準等を遵守していないと認めるときは、期限を定めて当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「有害物質使用特定施設等に係る構造基準等を遵守していないと認めるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

水質汚濁防止法

第十三条の三 都道府県知事は、有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者が第十二条の四の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

2 前項の規定は、第十二条の四の基準の適用の際現に有害物質使用特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）に係る当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設については、当該基準の適用の日から六月間（当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設が政令で定める施設である場合にあっては、一年間）は、適用しない。ただし、当該基準の適用の際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で同項の規定に相当するものがあるとき（当該規定による命令に違反する行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

（有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守義務）

第十二条の四 有害物質使用特定施設を設置している者（当該有害物質使用特定施設に係る特定事業場から特定地下浸透水を浸透させる者を除く。第十三条の三及び第十四条第五項において同じ。）又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

（政令で定める市の長による事務の処理）

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項、第十四条の八第一項、第十四条の九第六項並びに第十六条第一項に規定する事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。次項において同じ。）の長が行うこととすることができる。

水質汚濁防止法施行令

（政令で定める市の長による事務の処理）

第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、町田市、藤沢市及び徳島市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

(略)

水質汚濁防止法施行規則

(有害物質使用特定施設等に係る構造基準等)

第八条の二 法第十二条の四の環境省令で定める基準は、次条から第八条の七までに定めるとおりとする。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.021

処 分 名	事故時の応急措置命令
処 分 の 概 要	特定事業場の設置者、指定事業場の設置者、貯油事業場等の設置者が当該事業場等において事故時等に、それぞれ法に規定する応急の措置を講じていないと認めるとき、これらの設置者に対し、それぞれの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の2第4項
処 分 基 準	◎市長は、特定事業場の設置者、指定事業場の設置者、貯油事業場等の設置者が当該事業場等において事故時等に、それぞれ法第十四条の二第1項、第2項、第3項に規定する応急の措置を講じていないと認めるとき、これらの設置者に対し、それぞれの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「応急の措置を講じていないと認めるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

水質汚濁防止法

(事故時の措置)

第十四条の二 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第二条第二項第二号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定施設を設置する工場又は事業場（以下この条において「指定事業場」という。）の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

3 貯油施設等を設置する工場又は事業場（以下この条において「貯油事業場等」という。）の設置者は、当該貯油事業場等において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が前三項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項、第十四条の八第一項、第十四条の九第六項並びに第十六条第一項に規定する事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。次項において同じ。）の長が行うこととすることができる。

水質汚濁防止法施行令

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲

げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、町田市、藤沢市及び徳島市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

（略）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.022

処 分 名	地下水の水質浄化措置命令
処 分 の 概 要	特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき、環境省令で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者及び同項の浸透があった時において当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者であった者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができます。
根拠法令等・条項	水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）第１４条の３第１項、第２項
処 分 基 準	◎市長は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき、環境省令で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者及び同項の浸透があった時において当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者であった者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

水質汚濁防止法

(地下水の水質の浄化に係る措置命令等)

第十四条の三 都道府県知事は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設を設置する工場若しくは事業場（以下この条及び第二十二条第一項において「有害物質貯蔵指定事業場」という。）において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、環境省令で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。ただし、その者が、当該浸透があつた時において当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者であつた者と異なる場合は、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合において、都道府県知事は、同項の浸透があつた時において当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者であつた者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対しても、同項の措置をとることを命ずることができる。

3 特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者（特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場又はそれらの敷地を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者を含む。）は、当該特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場について前項の規定による命令があつたときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項、第十四条の八第一項、第十四条の九第六項並びに第十六条第一項に規定する事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。次項において同じ。）の長が行うこととすることができる。

水質汚濁防止法施行令

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、町田市、藤沢市及び徳島市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

(略)

水質汚濁防止法施行規則

（地下水の水質の浄化に係る措置命令等）

第九条の三 法第十四条の三第一項又は第二項の命令は、地下水の水質の汚濁の原因となる有害物質を含む水の地下への浸透があつた特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場の設置者又は設置者であつた者及び当該浸透があつたことにより地下水の流動の状況等を勘案してその水質の浄化のための措置が必要と認められる地下水の範囲を定めて行うものとする。

（略）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.023

処 分 名	緊急時の措置命令
処 分 の 概 要	市の区域に属する公共用水域の一部の区域について、異常な渇水その他これに準ずる事由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したとき、環境省令で定めるところにより、その事態が発生した当該一部の区域に排水を排出する者に対し、期間を定めて、排水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）第１８条
処 分 基 準	◎市長は、市の区域に属する公共用水域の一部の区域について、異常な渇水その他これに準ずる事由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したとき、環境省令で定めるところにより、その事態が発生した当該一部の区域に排水を排出する者に対し、期間を定めて、排水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

水質汚濁防止法

（緊急時の措置）

第十八条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に属する公共用水域の一部の区域について、異常な濁水その他これに準ずる事由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、環境省令で定めるところにより、その事態が発生した当該一部の区域に排出水を排出する者に対し、期間を定めて、排出水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（政令で定める市の長による事務の処理）

第二十八条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務（第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第二項、第十四条の八第一項、第十四条の九第六項並びに第十六条第一項に規定する事務を除く。）の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。次項において同じ。）の長が行うこととすることができる。

水質汚濁防止法施行令

（緊急時）

第六条 法第十八条の政令で定める場合は、同条に規定する区域について、異常な濁水、潮流の変化その他これに準ずる自然的条件の変化により、公共用水域の水質の汚濁が水質環境基準において定められた水質の汚濁の程度の二倍に相当する程度（第二条各号に掲げる物質による水質の汚濁にあつては、当該物質に係る水質環境基準において定められた水質の汚濁の程度に相当する程度）をこえる状態が生じ、かつ、その状態が相当日数継続すると認められる場合とする。

（政令で定める市の長による事務の処理）

第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、町田市、藤沢市及び徳島市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

（略）

水質汚濁防止法施行規則

（緊急時の措置）

第十条 法第十八条の規定による命令は、とるべき措置の内容その他必要な事項を記載した文書により行なうものとする。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.024

処 分 名	法第3条第1項ただし書きの確認をしない場合
処 分 の 概 要	有害物質使用特定施設が廃止された土地における土壌汚染状況調査の猶予の申請がされた場合に、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると認める場合は、当該確認をしません。
根拠法令等・条項	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第1項
処 分 基 準	◎市長は、有害物質使用特定施設が廃止された土地における土壌汚染状況調査の猶予の申請がされた場合に、環境省令に定めるいずれの基準にも該当せず、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると認める場合は、当該確認をしません。 なお、不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令の定めに具体的に規定され尽くされているため、処分基準は設定しません。
設 定 年 月 日	平成31年4月1日（最終改正：令和5年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土壌汚染対策法

（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の調査）

第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（第三項において単に「特定施設」という。）であつて、同条第二項第一号に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であつて、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

（略）

土壌汚染対策法施行規則

（人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認）

第十六条 法第三条第一項ただし書の確認を受けようとする土地の所有者等は、次に掲げる事項を記載した様式第三による申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であつた土地の所在地
- 三 使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類

四 確認を受けようとする土地の場所

五 確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法

2 前項の申請書には、法第三条第一項本文に規定する工場又は事業場の敷地であつた土地及び同項ただし書の確認を受けようとする土地の場所を明らかにした図面を添付しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の申請に係る同項第四号の土地の場所が次のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限り、当該土地の場所について、法第三条第一項ただし書の確認をするものとする。

- 一 工場又は事業場（当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は当該工場若しくは事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外

の者が立ち入ることができないものに限る。)の敷地として利用されること。

二 当該有害物質使用特定施設を設置していた小規模な工場又は事業場において、事業の用に供されている建築物と当該工場又は事業場の設置者(その者が法人である場合にあっては、その代表者)の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該設置者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地(これと一体として管理される土地を含む。)として利用されること。

三 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項本文に規定する鉱山(以下この号において「鉱山」という。)若しくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱山の敷地であった土地(鉱業権の消滅後五年以内であるもの又は同法第三十九条第一項の命令に基づき土壌の特定有害物質による汚染による鉱害を防止するために必要な設備がされているものに限る。)(第二十一条の四第二号及び第二十五条第四号において「鉱山関係の土地」という。)であること。

4 法第三条第一項ただし書の確認を受けた土地の所有者等が当該確認に係る土地に関する権利を譲渡し、又は当該土地の所有者等について相続、合併若しくは分割(当該確認に係る土地に関する権利を承継させるものに限る。)があったときは、その権利を譲り受けた者又は相続人、合併若しくは分割後存続する法人若しくは合併若しくは分割により設立した法人は、当該土地の所有者等の地位を承継する。

5 前項の規定により土地の所有者等の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を様式第四の届出書により都道府県知事に届け出なければならない。

■関連法令

ア 土壤汚染対策法第2条第1項及び土壤汚染対策法施行令第1条(特定有害物質の定義)

イ 土壤汚染対策法第3条第1項本文及び土壤汚染対策法施行規則第1条(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)

ウ 土壤汚染対策法第3条第3項、土壤汚染対策法施行規則第17条及び第18条(有害物質使用特定施設の使用の廃止等の通知)

エ 土壤汚染対策法施行令第10条(政令で定める市の長による事務の処理)

オ 水質汚濁防止法第2条第2項及び水質汚濁防止法施行令第1条(特定施設の定義)

■解釈文書等

ア 平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環

境局長通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」

イ 平成 15 年 5 月 14 日環水土発第 030514001 号環境省環境管理局水環境部土壤環境課長通知「土壤汚染対策法第 3 条第 1 項の土壤汚染状況調査について」

ウ 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.025

処 分 名	有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨の通知
処 分 の 概 要	有害物質使用特定施設の使用の廃止をした場合において、当該有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地所有者等があるときは、その者に対し当該施設の使用が廃止された旨を通知します。 通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して１２０日以内に、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に調査させて、市に報告する義務があります。
根拠法令等・条項	土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第３条第３項
処 分 基 準	◎市長は、水質汚濁防止法第十条の規定による特定施設（有害物質使用特定施設であるものに限る。）の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨その他の環境省令で定める事項を通知します。 通知を受けた者は、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を市長に報告する必要があります。 なお、不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令の定めに具体的に規定され尽くされているため、処分基準は設定しません。
設 定 年 月 日	平成２７年４月１日（最終改正：令和５年４月１日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土壌汚染対策法

（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の調査）

第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（第三項において単に「特定施設」という。）であつて、同条第二項第一号に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であつて、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

2 前項の指定は、二以上の都道府県の区域において土壌汚染状況調査及び第十六条第一項の調査（以下「土壌汚染状況調査等」という。）を行おうとする者を指定する場合にあつては環境大臣が、一の都道府県の区域において土壌汚染状況調査等を行おうとする者を指定する場合にあつては都道府県知事がするものとする。

3 都道府県知事は、水質汚濁防止法第十条の規定による特定施設（有害物質使用特定施設であるものに限る。）の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨その他の環境省令で定める事項を通知するものとする。

4 都道府県知事は、第一項に規定する者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、政令で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

5 第一項ただし書の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

6 都道府県知事は、前項の届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。

7 第一項ただし書の確認に係る土地の所有者等は、当該確認に係る土地について、土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）をし、又はさせるときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの

二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

8 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けた場合は、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、第一項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者（以下「指定調査機関」という。）に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべき旨を命ずるものとする。

■関連法令

ア 土壤汚染対策法第2条第1項及び土壤汚染対策法施行令第1条（特定有害物質の定義）

イ 土壤汚染対策法第3条第1項本文及び土壤汚染対策法施行規則第1条（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査の結果の報告）

ウ 土壤汚染対策法施行令第10条（政令で定める市の長による事務の処理）

エ 土壤汚染対策法施行規則第2条ないし第15条（土壌汚染状況調査の方法）

オ 土壤汚染対策法施行規則第17条及び第18条（有害物質使用特定施設の使用の廃止等の通知）

カ 水質汚濁防止法第2条第2項及び水質汚濁防止法施行令第1条（特定施設の定義）

キ 水質汚濁防止法第10条（特定施設の使用廃止の届出）

■解釈文書等

ア 平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」

イ 平成15年5月14日環水土発第030514001号環境省環境管理局水環境部土壌環境課長通知「土壤汚染対策法第3条第1項の土壌汚染状況調査について」

ウ 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.026

処 分 名	土壌汚染状況調査に係る報告又は報告内容の是正命令
処 分 の 概 要	使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は市長から通知を受けたものが土壌汚染状況調査の報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、政令で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第4項
処 分 基 準	◎市長は、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は市長から通知を受けたものが土壌汚染状況調査の報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、政令で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができます。 なお、不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令の定めにより具体的に規定され尽くされているため、処分基準は設定しません。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日（最終改正：令和6年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土壌汚染対策法

（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の調査）

第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（第三項において単に「特定施設」という。）であつて、同条第二項第一号に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であつて、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

2 前項の指定は、二以上の都道府県の区域において土壌汚染状況調査及び第十六条第一項の調査（以下「土壌汚染状況調査等」という。）を行おうとする者を指定する場合にあつては環境大臣が、一の都道府県の区域において土壌汚染状況調査等を行おうとする者を指定する場合にあつては都道府県知事がするものとする。

3 都道府県知事は、水質汚濁防止法第十条の規定による特定施設（有害物質使用特定施設であるものに限る。）の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨その他の環境省令で定める事項を通知するものとする。

4 都道府県知事は、第一項に規定する者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、政令で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

5 第一項ただし書の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

6 都道府県知事は、前項の届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。

7 第一項ただし書の確認に係る土地の所有者等は、当該確認に係る土地について、土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）をし、又はさせるときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの

二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

8 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けた場合は、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、第一項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者（以下「指定調査機関」という。）に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべき旨を命ずるものとする。

■関連法令

ア 土壌汚染対策法第2条第1項及び土壌汚染対策法施行令第1条（特定有害物質の定義）

イ 土壌汚染対策法第3条第1項本文及び土壌汚染対策法施行規則第1条（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査）

ウ 土壌汚染対策法第3条第3項、土壌汚染対策法施行規則第17条及び第18条（有害物質使用特定施設の使用の廃止等の通知）

エ 土壌汚染対策法第5章（指定調査機関）及び第6章（指定支援法人）

オ 土壌汚染対策法施行令第2条（土壌汚染状況調査の結果の報告を行うべき旨又はその報告の内容を是正すべき旨の命令）

カ 土壌汚染対策法施行令第10条（政令で定める市の長による事務の処理）

キ 土壌汚染対策法施行規則第2条ないし第15条（土壌汚染状況調査の方法）

ク 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号）

ケ 水質汚濁防止法第2条第2項及び水質汚濁防止法施行令第1条（特定施設の定義）

コ 水質汚濁防止法第10条（特定施設の使用廃止の届出）

■解釈文書等

ア 平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」

イ 平成15年5月14日環水土発第030514001号環境省環境管理局水

環境部土壤環境課長通知「土壤汚染対策法第3条第1項の土壤汚染状況調査について」

ウ 平成29年3月31日付け環水大土発第1703318号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知「土壤汚染状況調査における地歴調査について」

エ 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.027

処 分 名	使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る土地の調査義務の一時的免除の確認の取消し
処 分 の 概 要	使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査義務の一時的免除の市長の確認を受けた者より、当該確認に係る土地の利用の方法の変更の届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認の取り消しを行います。
根拠法令等・条項	土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第３条第６項
処 分 基 準	◎市長は、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査義務の一時的免除の市長の確認を受けた者より、当該確認に係る土地の利用の方法の変更の届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認の取り消しを行います。 なお、不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令の定めに具体的に規定され尽くされているため、処分基準は設定しません。
設 定 年 月 日	平成２８年４月１日（最終改正：平成３１年４月１日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土壌汚染対策法

（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の調査）

第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（第三項において単に「特定施設」という。）であつて、同条第二項第一号に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であつて、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

2 前項の指定は、二以上の都道府県の区域において土壌汚染状況調査及び第十六条第一項の調査（以下「土壌汚染状況調査等」という。）を行おうとする者を指定する場合にあつては環境大臣が、一の都道府県の区域において土壌汚染状況調査等を行おうとする者を指定する場合にあつては都道府県知事がするものとする。

3 都道府県知事は、水質汚濁防止法第十条の規定による特定施設（有害物質使用特定施設であるものに限る。）の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨その他の環境省令で定める事項を通知するものとする。

4 都道府県知事は、第一項に規定する者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、政令で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

5 第一項ただし書の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

6 都道府県知事は、前項の届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。

7 第一項ただし書の確認に係る土地の所有者等は、当該確認に係る土地について、土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）をし、又はさせるときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの

二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

8 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けた場合は、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、第一項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者（以下「指定調査機関」という。）に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべき旨を命ずるものとする。

■関連法令

ア 土壤汚染対策法第3条第1項本文及び土壤汚染対策法施行規則第1条（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査の結果の報告）

イ 土壤汚染対策法第3条第1項ただし書及び土壤汚染対策法施行規則第16条（調査義務の一時的免除の確認）

ウ 土壤汚染対策法第3条第5項及び土壤汚染対策法施行規則第19条（法第3条第1項ただし書の確認に係る土地の利用の方法の変更の届出）

エ 土壤汚染対策法施行令第10条（政令で定める市の長による事務の処理）

オ 土壤汚染対策法施行規則第20条（法第3条第1項ただし書の確認の取消しを行う場所）

カ 土壤汚染対策法施行規則第21条（法第3条第1項ただし書の確認の取消しの通知）

■解釈文書等

ア 平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」

イ 平成15年5月14日環水土発第030514001号環境省環境管理局水環境部土壌環境課長通知「土壤汚染対策法第3条第1項の土壌汚染状況調査について」

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.028

処 分 名	法第3条第1項ただし書きの土地での調査及び報告命令
処 分 の 概 要	土壌汚染状況調査を猶予している土地において、土地の形質の変更の届出を受けた場合に、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、環境省令で定める方法により指定調査機関に調査させ、その結果を報告すべき旨を命じます。
根拠法令等・条項	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第8項
処 分 基 準	◎市長は、土壌汚染状況調査を猶予している土地において、土地の形質の変更の届出を受けた場合に、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、環境省令で定める方法により指定調査機関に調査させ、その結果を報告すべき旨を命じます。 なお、不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令の定めに具体的に規定され尽くされているため、処分基準は設定しません。
設 定 年 月 日	平成31年4月1日（最終改正：令和6年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土壌汚染対策法

（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の調査）

第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（第三項において単に「特定施設」という。）であつて、同条第二項第一号に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であつて、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

2 前項の指定は、二以上の都道府県の区域において土壌汚染状況調査及び第十六条第一項の調査（以下「土壌汚染状況調査等」という。）を行おうとする者を指定する場合にあつては環境大臣が、一の都道府県の区域において土壌汚染状況調査等を行おうとする者を指定する場合にあつては都道府県知事がするものとする。

3 都道府県知事は、水質汚濁防止法第十条の規定による特定施設（有害物質使用特定施設であるものに限る。）の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨その他の環境省令で定める事項を通知するものとする。

4 都道府県知事は、第一項に規定する者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、政令で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

5 第一項ただし書の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

6 都道府県知事は、前項の届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。

7 第一項ただし書の確認に係る土地の所有者等は、当該確認に係る土地について、土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）をし、又はさせるときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの

二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

8 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けた場合は、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、第一項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者（以下「指定調査機関」という。）に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべき旨を命ずるものとする。

■関連法令

ア 土壤汚染対策法第2条第1項及び土壤汚染対策法施行令第1条（特定有害物質の定義）

イ 土壤汚染対策法第3条第1項本文及び土壤汚染対策法施行規則第1条（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査）

ウ 土壤汚染対策法第3条第3項、土壤汚染対策法施行規則第17条及び第18条（有害物質使用特定施設の使用の廃止等の通知）

エ 土壤汚染対策法第5章（指定調査機関）

オ 土壤汚染対策法施行令第10条（政令で定める市の長による事務の処理）

カ 土壤汚染対策法施行規則第2条から第15条（土壤汚染状況調査の方法）

キ 土壤汚染対策法施行規則第21条の5（法第三条第一項ただし書の確認に係る土地における土壤汚染状況調査の命令）

ク 土壤汚染対策法施行規則第21条の6（法第三条第八項の命令に係る報告）

ケ 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号）

コ 水質汚濁防止法第2条第2項及び水質汚濁防止法施行令第1条（特定施設の定義）

■解釈文書等

ア 平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」

イ 平成 15 年 5 月 14 日環水土発第 030514001 号環境省環境管理局水環境部土壤環境課長通知「土壤汚染対策法第 3 条第 1 項の土壤汚染状況調査について」

ウ 平成 29 年 3 月 31 日付け環水大土発第 1703318 号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知「土壤汚染状況調査における地歴調査について」

エ 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.029

処 分 名	土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査及び結果報告の命令
処 分 の 概 要	土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができます。ただし、土地の形質の変更の届出に併せて、土壌汚染状況調査の結果の提出があった場合を除きます。
根拠法令等・条項	土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第４条第３項
処 分 基 準	◎市長は、土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができます。ただし、土地の形質の変更の届出に併せて、土壌汚染状況調査の結果の提出があった場合を除きます。 なお、不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令の定めに具体的に規定され尽くされているため、処分基準は設定しません。
設 定 年 月 日	平成２６年４月１日（最終改正：令和６年４月１日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土壌汚染対策法

（土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査）

第四条 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 前条第一項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更
- 二 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
- 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 前項に規定する者は、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、前項の規定による土地の形質の変更の届出に併せて、その結果を都道府県知事に提出することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。ただし、前項の規定により当該土地の土壌汚染状況調査の結果の提出があった場合は、この限りでない。

■関連法令

ア 土壌汚染対策法第2条第1項及び土壌汚染対策法施行令第1条（特定有害物質の定義）

イ 土壌汚染対策法第3条第1項本文及び土壌汚染対策法施行規則第2条ないし第15条（土壌汚染状況調査の方法）

ウ 土壌汚染対策法第4条第1項及び第2項（一定の規模以上の土地の形質の変更の届出）

エ 土壌汚染対策法第6条第1項第1号（区域の指定に係る基準）

オ 土壌汚染対策法第5章（指定調査機関）及び第6章（指定支援法人）

カ 土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年4月24日法律第23号）附則第3条（一定の規模以上の面積の土地の形質の変更の届出に関する経過措置）

キ 土壌汚染対策法施行令第10条（政令で定める市の長による事務の処理）

ク 土壌汚染対策法施行規則第22条（土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模）

ケ 土壤汚染対策法施行規則第 23 条ないし第 25 条（土地の形質の変更の届出）
コ 土壤汚染対策法施行規則第 25 条の 2（土壤汚染状況調査の結果の提出に係る土地の所有者等の同意）
サ 土壤汚染対策法施行規則第 25 条の 3（調査の結果の提出）
シ 土壤汚染対策法施行規則第 26 条（特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準）
ス 土壤汚染対策法施行規則第 27 条（特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地に係る土壤汚染状況調査の命令）
セ 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項及び別表第 4（土壤溶出量基準）
ソ 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 2 項及び別表第 5（土壤含有量基準）
タ 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成 14 年環境省令第 23 号）
チ 平成 15 年環境省告示第 16 号（土壤ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件）
ツ 平成 15 年環境省告示第 17 号（地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件）
テ 平成 15 年環境省告示第 18 号（土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件）
ト 平成 15 年環境省告示第 19 号（土壤含有量調査に係る測定方法を定める件）
ナ 計量法

■ 解説文書等

ア 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」
イ 平成 29 年 3 月 31 日付け環水大土発第 1703318 号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知「土壤汚染状況調査における地歴調査について」
ウ 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.030

処 分 名	土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査及び結果報告の命令
処 分 の 概 要	特定有害物質により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして、土壌汚染が存在する蓋然性が相当高く、かつ、汚染土壌に対する人の暴露の可能性がある土地があると認めるときは、当該土地の土壌汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、調査の実施及び調査結果の報告を行うよう調査命令を行います。
根拠法令等・条項	土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第５条第１項
処 分 基 準	◎市長は、次のイ、ロ、ハのいずれかに該当し、かつ、汚染の除去等の措置の実施に関する技術的基準に適合する措置が講じられていない土地に調査命令を行います。 イ 当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が溶出量基準に適合しないことが明らかであり、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因して地下水基準を超える地下水の水質汚濁が生じ、又は生ずることが確実であると認められ、かつ、地下水の流動状況等からみて地下水汚染が拡大する一定の範囲に人が地下水を摂取する地点が存在すること。 ロ 当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が溶出量基準に適合しないおそれがあり、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因して地下水基準を超える地下水の水質汚濁が生じていると認められ、かつ、上記イと同様に地下水の流動状況等からみて地下水汚染が拡大する一定の範囲に人が地下水を摂取する地点が存在すること。 ハ 当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が含有量基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認められ、かつ、当該土地が人が立ち入ることができる土地であること。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成２６年４月１日（最終改正：令和６年４月１日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

土壌汚染対策法

（土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査）

第五条 都道府県知事は、第三条第一項本文及び第八項並びに前条第二項及び第三項本文に規定するもののほか、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する土地があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に第三条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査及びその結果の報告（以下この項において「調査等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該調査等を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、当該調査を自ら行うことができる。この場合において、相当の期限を定めて、当該調査等をすべき旨及びその期限までに当該調査等をしないときは、当該調査を自ら行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

■関連法令

ア 土壌汚染対策法第2条第1項及び土壌汚染対策法施行令第1条（特定有害物質の定義）

イ 土壌汚染対策法第3条第1項本文及び土壌汚染対策法施行規則第2条ないし第15条（土壌汚染状況調査の方法）

ウ 土壌汚染対策法第7条（汚染除去等計画）

エ 土壌汚染対策法第5章（指定調査機関）及び第6章（指定支援法人）

オ 土壌汚染対策法施行令第3条（土壌汚染状況調査の対象となる土地の基準）

カ 土壌汚染対策法施行令第4条（土壌汚染状況調査の命令）

キ 土壌汚染対策法施行令第10条（政令で定める市の長による事務の処理）

ク 土壌汚染対策法施行規則第28条第1項、第31条第1項及び別表第4（土壌汚染状況調査の対象となる土地の土壌の特定有害物質による汚染状態に係る基準、土壌溶出量基準）

ケ 土壌汚染対策法施行規則第28条第2項、第31条第2項及び別表第5（土壌汚染状況調査の対象となる土地の土壌の特定有害物質による汚染状態に係る基準、土壌含有量基準）

コ 土壌汚染対策法施行規則第7条第1項及び別表第2（地下水基準）

サ 土壌汚染対策法施行規則第29条（地下水の水質の汚濁に係る限度）

シ 土壌汚染対策法施行規則第30条（地下水の利用状況等に係る要件）

ス 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省

令（平成 14 年環境省令第 23 号）

セ 平成 15 年環境省告示第 16 号（土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件）

ソ 平成 15 年環境省告示第 17 号（地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件）

タ 平成 15 年環境省告示第 18 号（土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件）

チ 平成 15 年環境省告示第 19 号（土壌含有量調査に係る測定方法を定める件）

ツ 鉱山保安法

テ 計量法

■ 解釈文書等

ア 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」

イ 平成 29 年 3 月 31 日付け環水大土発第 1703318 号環境省水・大気環境局土壌環境課長通知「土壌汚染状況調査における地歴調査について」

ウ 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.031

処 分 名	要措置区域に係る汚染除去等計画を提出すべきことの指示
処 分 の 概 要	要措置区域の指定をしたときは、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講ずべき期限等を示したうえで、汚染除去等計画を作成し、これを市長に提出すべきことの指示を行います。
根拠法令等・条項	土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第７条第１項
処 分 基 準	◎市長は、要措置区域の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講ずべき期限その他環境省令で定める事項を示して、次に掲げる事項を記載した汚染除去等計画を作成し、これを市長に提出すべきことの指示を行います。 ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であつて、その行為をした者に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、環境省令で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示を行います。 一 都道府県知事により示された汚染の除去等の措置（次条第一項において「指示措置」という。）及びこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として環境省令で定めるもののうち、当該土地の所有者等が講じようとする措置（以下「実施措置」という。） 二 実施措置の着手予定時期及び完了予定時期 三 その他環境省令で定める事項 なお、不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令の定めにより具体的に規定され尽くされているため、処分基準は設定しません。
設 定 年 月 日	平成２８年４月１日（最終改正：令和５年４月１日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土壌汚染対策法

（汚染除去等計画の提出等）

第七条 都道府県知事は、前条第一項の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講ずべき期限その他環境省令で定める事項を示して、次に掲げる事項を記載した計画（以下「汚染除去等計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出すべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であつて、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項及び次条において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、環境省令で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

一 都道府県知事により示された汚染の除去等の措置（次条第一項において「指示措置」という。）及びこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として環境省令で定めるもののうち、当該土地の所有者等（この項ただし書に規定するときにあつては、同項ただし書の規定により都道府県知事から指示を受けた者）が講じようとする措置（以下「実施措置」という。）

二 実施措置の着手予定時期及び完了予定時期

三 その他環境省令で定める事項

2 都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が汚染除去等計画を提出しないときは、その者に対し、汚染除去等計画を提出すべきことを命ずることができる。

3 汚染除去等計画の提出をした者は、第一項各号に掲げる事項の変更（環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、環境省令で定めるところにより、変更後の汚染除去等計画を都道府県知事に提出しなければならない。

4 都道府県知事は、汚染除去等計画（汚染除去等計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下この項から第九項まで、第九条第一号及び第十条において同じ。）の提出があつた場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が環境省令で定める技術的基準（次項において「技術的基準」という。）に適合していないと認めるときは、その提出があつた日から起算して三十日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができる。

5 都道府県知事は、汚染除去等計画の提出があつた場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が技術的基準に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。この場合

においては、当該提出をした者に対し、遅滞なく、短縮後の期間を通知しなければならない。

6 汚染除去等計画の提出をした者は、第四項に規定する期間（前項の規定による通知があったときは、その通知に係る期間）を経過した後でなければ、実施措置を講じてはならない。

7 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じなければならない。

8 都道府県知事は、汚染除去等計画の提出をした者が当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該実施措置を講ずべきことを命ずることができる。

9 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に記載された実施措置を講じたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

10 都道府県知事は、第一項の規定により指示をしようとする場合において、過失がなく当該指示を受けるべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、当該要措置区域内の土地において講ずべき汚染の除去等の措置を自ら講ずることができる。この場合において、相当の期限を定めて、汚染除去等計画を作成し、これを都道府県知事に提出した上で、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講ずべき旨及びその期限までに当該実施措置を講じないときは、当該汚染の除去等の措置を自ら講ずる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

■関連法令

ア 土壤汚染対策法第6条（要措置区域の指定等）

イ 土壤汚染対策法第7条（汚染除去等計画の提出等）

ウ 土壤汚染対策法第7条第4項及び土壤汚染対策法施行令第5条第2号（汚染の除去等の措置に関する技術的基準）

エ 土壤汚染対策法施行令第3条第1号イ及び第5条第1号イ並びに土壤汚染対策法施行規則第28条第1項及び第30条（地下水経由の観点からの要措置区域の指定に係る基準）

オ 土壤汚染対策法施行令第3条第1号ハ及び第5条第1号ロ並びに土壤汚染対策法施行規則第28条第2項（直接摂取の観点からの要措置区域の指定に係る基準）

カ 土壤汚染対策法施行令第10条（政令で定める市の長による事務の処理）

キ 土壤汚染対策法施行規則第3条第6項（試料採取等対象物質）

ク 土壤汚染対策法施行規則第4条第3項第2号イ（第1種特定有害物質）

ケ 土壤汚染対策法施行規則第6条第1項第2号（第2種特定有害物質）

コ 土壤汚染対策法施行規則第6条第1項第3号（第3種特定有害物質）

- サ 土壤汚染対策法施行規則第 7 条第 1 項及び別表第 2（地下水基準）
- シ 土壤汚染対策法施行規則第 9 条第 1 項第 2 号及び別表第 3（第二溶出量基準）
- ス 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項及び別表第 4（土壤溶出量基準）
- セ 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 2 項及び別表第 5（土壤含有量基準）
- ソ 土壤汚染対策法施行規則第 32 条（要措置区域の指定の公示）
- タ 土壤汚染対策法施行規則第 33 条ないし第 42 条の 2（汚染除去等計画の作成及び提出の指示その他）
- チ 土壤汚染対策法施行規則別表第 6（指示措置又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置）
- ツ 土壤汚染対策法施行規則別表第 8（実施措置の実施の方法）
- テ 港湾法
- ト 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- ナ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

■ 解釈文書等

- ア 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」
- イ 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.032

処 分 名	要措置区域に係る汚染除去等計画の提出命令及び変更命令
処 分 の 概 要	要措置区域内において汚染除去等計画を提出すべきことの指示を市長から受けた者が、汚染除去等計画を提出しないときは、その者に対し、汚染除去等計画を提出すべきことを命ずることができます。 また、汚染除去等計画（汚染除去等計画の変更があったときは、その変更後のもの。）の提出があった場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が環境省令で定める技術的基準に適合していないと認めるときは、その提出があった日から起算して三十日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができます。
根拠法令等・条項	土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条第2項及び第4項
処 分 基 準	◎市長は、要措置区域内において汚染除去等計画を提出すべきことの指示を市長から受けた者が、汚染除去等計画を提出しないときは、その者に対し、汚染除去等計画を提出すべきことを命ずることができます。 また、汚染除去等計画（汚染除去等計画の変更があったときは、その変更後のもの。）の提出があった場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が環境省令で定める技術的基準に適合していないと認めるときは、その提出があった日から起算して三十日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができます。 なお、不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令の定めに具体的に規定され尽くされているため、処分基準は設定しません。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日（最終改正：令和5年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土壌汚染対策法

(汚染除去等計画の提出等)

第七条 都道府県知事は、前条第一項の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講ずべき期限その他環境省令で定める事項を示して、次に掲げる事項を記載した計画（以下「汚染除去等計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出すべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であつて、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項及び次条において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、環境省令で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

一 都道府県知事により示された汚染の除去等の措置（次条第一項において「指示措置」という。）及びこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として環境省令で定めるもののうち、当該土地の所有者等（この項ただし書に規定するときにあつては、同項ただし書の規定により都道府県知事から指示を受けた者）が講じようとする措置（以下「実施措置」という。）

二 実施措置の着手予定時期及び完了予定時期

三 その他環境省令で定める事項

2 都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が汚染除去等計画を提出しないときは、その者に対し、汚染除去等計画を提出すべきことを命ずることができる。

3 汚染除去等計画の提出をした者は、第一項各号に掲げる事項の変更（環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、環境省令で定めるところにより、変更後の汚染除去等計画を都道府県知事に提出しなければならない。

4 都道府県知事は、汚染除去等計画（汚染除去等計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下この項から第九項まで、第九条第一号及び第十条において同じ。）の提出があつた場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が環境省令で定める技術的基準（次項において「技術的基準」という。）に適合していないと認めるときは、その提出があつた日から起算して三十日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができる。

5 都道府県知事は、汚染除去等計画の提出があつた場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が技術的基準に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。この場合においては、当該提出をした者に対し、遅滞なく、短縮後の期間を通知

しなければならない。

6 汚染除去等計画の提出をした者は、第四項に規定する期間（前項の規定による通知があったときは、その通知に係る期間）を経過した後でなければ、実施措置を講じてはならない。

7 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じなければならない。

8 都道府県知事は、汚染除去等計画の提出をした者が当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該実施措置を講ずべきことを命ずることができる。

9 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に記載された実施措置を講じたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

10 都道府県知事は、第一項の規定により指示をしようとする場合において、過失がなく当該指示を受けるべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、当該要措置区域内の土地において講ずべき汚染の除去等の措置を自ら講ずることができる。この場合において、相当の期限を定めて、汚染除去等計画を作成し、これを都道府県知事に提出した上で、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講ずべき旨及びその期限までに当該実施措置を講じないときは、当該汚染の除去等の措置を自ら講ずる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

■関連法令

ア 土壤汚染対策法第6条（要措置区域の指定等）

イ 土壤汚染対策法第7条（汚染除去等計画の提出等）

ウ 土壤汚染対策法第6章（指定支援法人）、土壤汚染対策施行令第8条及び平成16年環境省告示第4号（負担能力に関する基準を定める件）

エ 土壤汚染対策法施行令第3条第1号イ及び第5条第1号イ並びに土壤汚染対策法施行規則第28条第1項及び第30条（地下水経由の観点からの要措置区域の指定に係る基準）

オ 土壤汚染対策法施行令第3条第1号ハ及び第5条第1号ロ並びに土壤汚染対策法施行規則第28条第2項（直接摂取の観点からの要措置区域の指定に係る基準）

カ 土壤汚染対策法施行令第5条第2号（汚染の除去等の措置に関する技術的基準）

キ 土壤汚染対策法施行令第10条（政令で定める市の長による事務の処理）

ク 土壤汚染対策法施行規則第3条第6項（試料採取等対象物質）

ケ 土壤汚染対策法施行規則第4条第3項第2号イ（第1種特定有害物質）

コ 土壤汚染対策法施行規則第6条第1項第2号（第2種特定有害物質）

サ 土壤汚染対策法施行規則第6条第1項第3号（第3種特定有害物質）

- シ 土壤汚染対策法施行規則第 7 条第 1 項及び別表第 2（地下水基準）
- ス 土壤汚染対策法施行規則第 9 条第 1 項第 2 号及び別表第 3（第二溶出量基準）
- セ 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項及び別表第 4（土壤溶出量基準）
- ソ 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 2 項及び別表第 5（土壤含有量基準）
- タ 土壤汚染対策法施行規則第 32 条（要措置区域の指定の公示）
- チ 土壤汚染対策法施行規則第 33 条ないし第 42 条の 2（汚染除去等計画の作成及び提出の指示その他）
- ツ 土壤汚染対策法施行規則別表第 6（指示措置又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置）
- テ 土壤汚染対策法施行規則別表第 8（実施措置の実施の方法）
- ト 港湾法
- ナ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- ニ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

■ 解釈文書等

- ア 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」
- イ 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.033

処 分 名	要措置区域における汚染除去等計画に従い実施措置を講ずることの命令
処 分 の 概 要	要措置区域内において汚染除去等計画を提出すべきことの指示を市長から受けて汚染除去等計画を提出した者が、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該実施措置を講ずべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第７条第８項
処 分 基 準	◎市長は、要措置区域内において汚染除去等計画を提出すべきことの指示を市長から受けた者が、汚染除去等計画を提出したが、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該実施措置を講ずべきことを命ずることができます。 なお、不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令の定めに具体的に規定され尽くされているため、処分基準は設定しません。
設 定 年 月 日	平成３１年４月１日（最終改正：令和５年４月１日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土壌汚染対策法

(汚染除去等計画の提出等)

第七条 都道府県知事は、前条第一項の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講ずべき期限その他環境省令で定める事項を示して、次に掲げる事項を記載した計画（以下「汚染除去等計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出すべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であつて、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項及び次条において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、環境省令で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

一 都道府県知事により示された汚染の除去等の措置（次条第一項において「指示措置」という。）及びこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として環境省令で定めるもののうち、当該土地の所有者等（この項ただし書に規定するときにあつては、同項ただし書の規定により都道府県知事から指示を受けた者）が講じようとする措置（以下「実施措置」という。）

二 実施措置の着手予定時期及び完了予定時期

三 その他環境省令で定める事項

2 都道府県知事は、前項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が汚染除去等計画を提出しないときは、その者に対し、汚染除去等計画を提出すべきことを命ずることができる。

3 汚染除去等計画の提出をした者は、第一項各号に掲げる事項の変更（環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、環境省令で定めるところにより、変更後の汚染除去等計画を都道府県知事に提出しなければならない。

4 都道府県知事は、汚染除去等計画（汚染除去等計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下この項から第九項まで、第九条第一号及び第十条において同じ。）の提出があつた場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が環境省令で定める技術的基準（次項において「技術的基準」という。）に適合していないと認めるときは、その提出があつた日から起算して三十日以内に限り、当該提出をした者に対し、その変更を命ずることができる。

5 都道府県知事は、汚染除去等計画の提出があつた場合において、当該汚染除去等計画に記載された実施措置が技術的基準に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。この場合においては、当該提出をした者に対し、遅滞なく、短縮後の期間を通知

しなければならない。

6 汚染除去等計画の提出をした者は、第四項に規定する期間（前項の規定による通知があったときは、その通知に係る期間）を経過した後でなければ、実施措置を講じてはならない。

7 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じなければならない。

8 都道府県知事は、汚染除去等計画の提出をした者が当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該実施措置を講ずべきことを命ずることができる。

9 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に記載された実施措置を講じたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

10 都道府県知事は、第一項の規定により指示をしようとする場合において、過失がなく当該指示を受けるべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、当該要措置区域内の土地において講ずべき汚染の除去等の措置を自ら講ずることができる。この場合において、相当の期限を定めて、汚染除去等計画を作成し、これを都道府県知事に提出した上で、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講ずべき旨及びその期限までに当該実施措置を講じないときは、当該汚染の除去等の措置を自ら講ずる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

■関連法令

ア 土壤汚染対策法第6条（要措置区域の指定等）

イ 土壤汚染対策法第7条（汚染除去等計画の提出等）

ウ 土壤汚染対策法施行令第3条第1号ハ及び第5条第1号ロ並びに土壤汚染対策法施行規則第28条第2項（直接摂取の観点からの要措置区域の指定に係る基準）

エ 土壤汚染対策法施行令第5条第2号（汚染の除去等の措置に関する技術的基準）

オ 土壤汚染対策法施行令第10条（政令で定める市の長による事務の処理）

カ 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項及び別表第4（土壤溶出量基準）

キ 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項及び別表第5（土壤含有量基準）

ク 土壤汚染対策法施行規則第32条（要措置区域の指定の公示）

ケ 土壤汚染対策法施行規則第33条から第42条の2（汚染除去等計画の作成及び提出の指示その他）

コ 土壤汚染対策法施行規則別表第6（指示措置又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置）

サ 土壤汚染対策法施行規則別表第8（実施措置の実施の方法）

シ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

■ 解釈文書等

ア 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」

イ 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.034

処 分 名	帯水層の深さの確認をしない場合及び確認の取消し
処 分 の 概 要	地表から一定の深さまで帯水層がないことの確認の申請がされた場合に、地下水位を観測するための井戸の設置地点及び当該位置に設置した理由、観測の結果からみて帯水層の深さを定めた理由が相当であると認められない場合は、要措置区域において土地の形質変更の禁止の例外となる行為として確認をしません。また、確認後に確認に係る深さまで帯水層が存在しないと認められなくなったときは確認を取り消します。
根拠法令等・条項	土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第9条第2号 土壤汚染対策法施行規則（平成24年環境省令第29号）第44条第3項、第5項
処 分 基 準	◎市長は、地表から一定の深さまで帯水層がないことの確認の申請がされた場合に、地下水位を観測するための井戸の設置地点及び当該位置に設置した理由、観測の結果からみて帯水層の深さを定めた理由が相当であると認められない場合は、要措置区域において土地の形質変更の禁止の例外となる行為として確認をしません。また、確認後に確認に係る深さまで帯水層が存在しないと認められなくなったときは確認を取り消します。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成31年4月1日（最終改正：令和5年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土壌汚染対策法

(要措置区域内における土地の形質の変更の禁止)

第九条 要措置区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が汚染除去等計画に基づく実施措置として行う行為
- 二 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
- 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

土壌汚染対策法施行規則

(帯水層の深さに係る確認の申請)

第四十四条 第四十三条第一号口の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十二による申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 要措置区域の所在地
- 三 要措置区域のうち地下水位を観測するための井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由

四 前号の地下水位の観測の結果

五 観測された地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帯水層の深さ

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 前項第三号の井戸の構造図
- 二 前項第三号の井戸を設置した地点を明らかにした当該要措置区域の図面

三 前項第五号の帯水層の深さを定めた理由を説明する書類

3 都道府県知事は、第一項の申請があったときは、同項第三号の井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由並びに同項第四号の観測の結果からみて前項第三号の帯水層の深さを定めた理由が相当であると認められる場合に限り、第四十三条第一号口の確認をするものとする。

4 都道府県知事は、第四十三条第一号口の確認をする場合において、当該確認に係る地下水位及び帯水層の深さの変化を的確に把握するため必要があると認めるときは、当該確認に、当該地下水位及び帯水層の深さを都道府県知事に定期的に報告することその他の条件を付することができる。

5 都道府県知事は、第四十三条第一号口の確認をした後において、前項の報告その他の資料により当該確認に係る要措置区域において当該確認に係る深さまで帯水層が存在しないと認められなくなったとき又は前

項の報告がなかったときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨を当該確認を受けた者に通知するものとする。

■関連法令

ア 土壤汚染対策法施行令第 10 条（政令で定める市の長による事務の処理）

イ 土壤汚染対策法施行規則第 4 3 条第 1 号ロ（要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外）

■解釈文書等

ア 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」

イ 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.035

処 分 名	実施措置と一体として行われる土地の形質の変更の確認をしない場合
処 分 の 概 要	実施措置と一体として行われる土地の形質の変更で、要措置区域における土地の形質変更の禁止の例外となる行為として確認の申請がされた場合に、環境省令に定める要件のいずれかに該当しないと認められる場合は、当該確認をしません。
根拠法令等・条項	土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第9条第2号 土壤汚染対策法施行規則（平成24年環境省令第29号）第45条第3項
処 分 基 準	◎市長は、実施措置と一体として行われる土地の形質の変更で、要措置区域における土地の形質変更の禁止の例外となる行為として確認の申請がされた場合に、土地の形質の変更と実施措置の一体性が認められること、土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が要措置区域内の帯水層に接する場合にあっては、土地の形質の変更の施行方法が環境大臣が定める基準に適合すること、着手予定日及び完了予定日が指示措置の期日と照らし合わせて適当と認められることのいずれかに該当しないと認められる場合は、当該確認をしません。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成31年4月1日（最終改正：令和5年4月1日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

土壌汚染対策法

（要措置区域内における土地の形質の変更の禁止）

第九条 要措置区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が汚染除去等計画に基づく実施措置として行う行為
- 二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
- 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

土壌汚染対策法施行規則

（要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外）

第四十三条 法第九条第二号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

（略）

三 実施措置と一体として行われる土地の形質の変更であって、その施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの

（略）

（土地の形質の変更に係る確認の申請）

第四十五条 第四十三条第三号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第十三による申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 土地の形質の変更（当該土地の形質の変更と一体として行われる実施措置を含む。次号を除き、以下この条において同じ。）を行う要措置区域の所在地
 - 三 土地の形質の変更の種類
 - 四 土地の形質の変更の場所
 - 五 土地の形質の変更の施行方法
 - 六 土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日
 - 七 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
 - 八 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- 一 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした要措置区域の図面
 - 二 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
 - 3 都道府県知事は、第一項の申請があったときは、当該申請に係る土

地の形質の変更が次の要件のいずれにも該当すると認められる場合に限
り、第四十三条第三号の確認をするものとする。

一 当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一体として行われる実施
措置との間に一体性が認められること。

二 当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第四十条第二項第一
号の環境大臣が定める基準に適合していること。

三 当該申請に係る土地の形質の着手予定日及び完了予定日が法第七条
第一項の期限に照らして適当であると認められること。

■関連法令

ア 土壤汚染対策法施行令第 10 条（政令で定める市の長による事務の処
理）

■解説文書等

ア 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環
境局長通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤
汚染対策法の施行について」

イ 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂
第 3.1 版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.036

処 分 名	要措置区域内の土地の形質の変更の施行方法の確認をしない場合
処 分 の 概 要	指示措置または指示措置と同等以上の措置が講じられた土地で、要措置区域における土地の形質変更の禁止の例外となる行為として確認の申請がされた場合に、土地の形質の変更の施行方法が環境大臣が定める基準に適合すると認められない場合は、当該確認をしません。
根拠法令等・条項	土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第9条第2号 土壤汚染対策法施行規則（平成24年環境省令第29号）第46条第3項
処 分 基 準	◎市長は、指示措置または指示措置と同等以上の措置が講じられた土地で、要措置区域における土地の形質変更の禁止の例外となる行為として確認の申請がされた場合に、土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が要措置区域内の帯水層に接する場合にあっては、土地の形質の変更の施行方法が環境大臣が定める基準に適合すると認められない場合は、当該確認をしません。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成31年4月1日（最終改正：令和5年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土壌汚染対策法

（要措置区域内における土地の形質の変更の禁止）

第九条 要措置区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が汚染除去等計画に基づく実施措置として行う行為
- 二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
- 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

土壌汚染対策法施行規則

（要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外）

第四十三条 法第九条第二号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

（略）

四 次のいずれかに該当する要措置区域内における土地の形質の変更であって、その施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの

イ 別表第六の一の項の上欄に掲げる土地に該当する要措置区域であって、地下水の水質の測定が講じられているもの

ロ 別表第六の一の項から四の項まで及び六の項の上欄に掲げる土地（同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する要措置区域であって、原位置封じ込めが講じられているもの（別表第八の二の項の原位置封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからチまでの実施が完了しているものに限る。）

ハ 別表第六の一の項から四の項まで及び六の項の上欄に掲げる土地（同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する要措置区域であって、遮水工封じ込めが講じられているもの（別表第八の三の項の遮水工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからチまでの実施が完了しているものに限る。）

ニ 別表第六の一の項から六の項までの上欄に掲げる土地に該当する要措置区域であって、地下水汚染の拡大の防止が講じられているもの

ホ 土壌汚染の除去が講じられている要措置区域（別表第八の五の項の土壌汚染の除去に係る措置の実施のうち、同項下欄第一号に掲げる基準不適合土壌の掘削による除去のイからニまでの実施が完了しているもの又は同欄第二号に掲げる原位置での浄化による除去のイからハまで及びホの実施が完了しているものに限る。）

ヘ 別表第六の一の項及び三の項から六の項までの上欄に掲げる土地（同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壌の第一種特定有害

物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない土地を除く。)に該当する要措置区域であって、遮断工封じ込めが講じられているもの(別表第八の六の項の遮断工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからチまでの実施が完了しているものに限る。)

ト 別表第六の一の項及び四の項の上欄に掲げる土地(同表の一の項の上欄に掲げる土地にあつては、土壌の第一種特定有害物質又は第三種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない土地及び土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。)に該当する要措置区域であつて、不溶化が講じられているもの(別表第八の七の項の不溶化に係る措置の実施のうち、同項下欄第一号に掲げる原位置不溶化のイからホまでの措置の実施が完了しているもの又は同欄第二号に掲げる不溶化埋め戻しのイからホまでの実施が完了しているものに限る。)

(土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請)

第四十六条

(略)

3 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準に適合していると認められる場合に限り、第四十三条第四号の確認をするものとする。

■関連法令

ア 土壌汚染対策法施行令第10条(政令で定める市の長による事務の処理)

■解釈文書等

ア 平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長通知「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」

イ 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第3.1版)(環境省)

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.037

処 分 名	土地の形質の変更の施行方法に関する計画変更命令
処 分 の 概 要	形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができます。
根拠法令等・条項	土壤汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第１２条第５項
処 分 基 準	◎市長は、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から１４日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができます。 なお、不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令の定めに具体的に規定され尽くされているため、処分基準は設定しません。
設 定 年 月 日	平成２６年４月１日（最終改正：令和５年４月１日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土壌汚染対策法

（形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令）

第十二条 形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針（環境省令で定めるところにより、環境省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたものに限る。）に基づく次のいずれにも該当する土地の形質の変更

イ 土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして環境省令で定める要件に該当する土地における土地の形質の変更

ロ 人の健康に係る被害が生ずるおそれがないものとして環境省令で定める要件に該当する土地の形質の変更

二 通常 of 管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

三 形質変更時要届出区域が指定された際既に着手していた行為

四 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 形質変更時要届出区域が指定された際当該形質変更時要届出区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 形質変更時要届出区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

4 第一項第一号の土地の形質の変更をした者は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、当該期間中において行った当該土地の形質の変更の種類、場所その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

5 都道府県知事は、第一項の届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

■関連法令

ア 土壤汚染対策法第 7 条第 4 項及び土壤汚染対策法施行規則第 39 条ないし第 41 条（実施措置に係る技術的基準その他）

イ 土壤汚染対策法第 11 条（形質変更時要届出区域の指定等）

ウ 土壤汚染対策法第 12 条第 1 項（形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出）

エ 土壤汚染対策法施行令第 10 条（政令で定める市の長による事務の処理）

オ 土壤汚染対策法施行規則第 47 条（形質変更時要届出区域の指定の公示）

カ 土壤汚染対策法施行規則第 48 条及び第 49 条（形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出）

キ 土壤汚染対策法施行規則第 50 条（形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

ク 土壤汚染対策法施行規則第 53 条（土地の形質の変更の施行方法に関する基準）

ケ 平成 31 年環境省告示第 5 号（土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準）

コ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

■解釈文書等

ア 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」

イ 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.038

処 分 名	搬出しようとする土壌に係る基準適合の認定をしない場合
処 分 の 概 要	要措置区域等内の土壌の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合するとの市長の確認を受けるための申請がされた際に、調査の方法が適切でない場合は、当該認定をしません。
根拠法令等・条項	土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第１６条第１項
処 分 基 準	◎市長は、要措置区域等から搬出しようとする土壌について、環境省令で定める基準に適合する旨の市長の確認を受けるための申請がされた際に、調査の方法が適切でないと認められる場合は、当該認定をしません。 なお、不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令の定めに具体的に規定され尽くされているため、処分基準は設定しません。
設 定 年 月 日	平成３１年４月１日（最終改正：令和５年４月１日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土壌汚染対策法

(汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令)

第十六条 要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「要措置区域等」という。）内の土地の土壌（指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除く。以下「汚染土壌」という。）を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）は、当該汚染土壌の搬出に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

(略)

土壌汚染対策法施行規則

(搬出しようとする土壌に係る環境省令で定める基準に適合する旨の認定)

第六十条 法第十六条第一項の規定による都道府県知事の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十五による申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 要措置区域等の所在地

三 認定調査の方法の種類

四 掘削前調査の方法により認定調査を行った場合にあっては、土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の認定調査の結果に関する事項

五 掘削後調査の方法により認定調査を行った場合にあっては、土壌の採取を行った日時、調査対象とした土壌全体の体積、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第一百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の認定調査の結果に関する事項

六 認定調査を行った指定調査機関の氏名又は名称

七 認定調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号

2 前項の申請書には、認定を受けようとする範囲及び要措置区域等内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の申請があったときは、次の各号に掲げる調査の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める土壌について、法第十六条第一項の認定をするものとする。

一 掘削前調査の方法 第五十九条の二第六項の規定により土壌の採取を行わなかった土壌及び第五十九条の二第五項から第八項までの規定により採取され、若しくは混合された土壌のうち連続する二以上の深さにおいて採取された土壌を同条第九項若しくは第十項の規定により測定した結果、その汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合することが明らかになった場合における、当該二以上の土壌を採取した深さの位置の間の部分にある当該測定に係る同条第四項の掘削対象単位区画内の土壌（当該二以上の土壌を採取した深さの位置の間の部分において、土壌汚染状況調査その他の調査の結果、少なくとも一の種類について土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかとなった土壌を採取した位置を含む場合における当該位置を含む連続する二の土壌を採取した深さの位置の間の部分にある土壌を除く。）

二 掘削後調査の方法 前条第六項の規定により土壌の採取を行わなかった土壌及び同条第九項の測定において同項の測定に係る土壌の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合することが明らかになった場合における、当該土壌に係るロット

■関連法令

ア 土壌汚染対策法施行規則第 59 条（搬出しようとする土壌の調査）

イ 土壌汚染対策法施行規則第 59 条の 2（掘削前調査の方法）

ウ 土壌汚染対策法施行規則第 59 条の 3（掘削後調査の方法）

エ 土壌汚染対策法施行令第 10 条（政令で定める市の長による事務の処理）

オ 土壌汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項及び別表第 4（土壌溶出量基準）

カ 土壌汚染対策法施行規則第 31 条第 2 項及び別表第 5（土壌含有量基準）

■解釈文書等

ア 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」

イ 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.039

処 分 名	要措置区域又は形質変更時要届出区域内的の汚染土壌の区域外への搬出届に係る措置命令
処 分 の 概 要	要措置区域等内の土地の土壌を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者から搬出の届出又はその届出に係る変更の届出があった場合において、当該搬出に係る運搬及び処理の計画が運搬に関する基準又は汚染土壌処理業者への処理の委託義務に違反していると認めるときは、その届出をした者に対し、当該計画の是正を命ずることができます。
根拠法令等・条項	土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第１６条第４項
処 分 基 準	◎市長は要措置区域等内の土地の土壌を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者から搬出の届出又はその届出に係る変更の届出があった場合において、当該搬出に係る運搬及び処理の計画が運搬に関する基準又は汚染土壌処理業者への処理の委託義務に違反していると認めるときは、その届出を受けた日から１４日以内に限り、その届出をした者に対し、下記の各号に定める計画の是正を命ずることができます 一 運搬の方法が環境省令で定める汚染土壌の運搬に関する基準に違反している場合 当該汚染土壌の運搬の方法を変更すること。 二 法に違反して当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しない場合 当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。 なお、不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令の定めに具体的に規定され尽くされているため、処分基準は設定しません。
設 定 年 月 日	平成２６年４月１日（最終改正：令和５年４月１日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

土壌汚染対策法

(汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令)

第十六条 要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「要措置区域等」という。）内の土地の土壌（指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除く。以下「汚染土壌」という。）を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）は、当該汚染土壌の搬出に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

- 一 当該汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
 - 二 当該汚染土壌の体積
 - 三 当該汚染土壌の運搬の方法
 - 四 当該汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称
 - 五 当該汚染土壌を処理する場合にあっては、当該汚染土壌を処理する者の氏名又は名称
 - 六 当該汚染土壌を処理する場合にあっては、当該汚染土壌を処理する施設の所在地
 - 七 当該汚染土壌を第十八条第一項第二号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更をする形質変更時要届出区域の所在地
 - 八 当該汚染土壌を第十八条第一項第三号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更をする要措置区域等の所在地
 - 九 当該汚染土壌の搬出の着手予定日
 - 十 その他環境省令で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る行為に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者は、当該汚染土壌を搬出した日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 4 都道府県知事は、第一項又は第二項の届出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その届出を受けた日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 一 運搬の方法が次条の環境省令で定める汚染土壌の運搬に関する基準に違反している場合 当該汚染土壌の運搬の方法を変更すること。
- 二 第十八条第一項の規定に違反して当該汚染土壌の処理を第二十二条第一項の許可を受けた者（以下「汚染土壌処理業者」という。）に委託しない場合 当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。

■関連法令

- ア 土壌汚染対策法第 16 条第 1 項及び第 2 項（汚染土壌の搬出時の届出）
- イ 土壌汚染対策法第 17 条（運搬に関する基準）
- ウ 土壌汚染対策法第 18 条第 1 項（汚染土壌の処理の委託）
- エ 土壌汚染対策法第 20 条第 1 項（管理票）
- オ 土壌汚染対策法第 22 条（汚染土壌処理業）
- カ 土壌汚染対策法施行令第 10 条（政令で定める市の長による事務の処理）
- キ 土壌汚染対策法施行規則第 59 条及び第 60 条（搬出しようとする土壌の調査及び基準に適合する旨の認定）
- ク 土壌汚染対策法施行規則第 61 条ないし第 63 条（汚染土壌の搬出の届出及び変更の届出）
- ケ 土壌汚染対策法施行規則第 65 条（運搬に関する基準）
- コ 土壌汚染対策法施行規則第 66 条及び第 67 条（管理票の交付及び記載事項等）
- サ 汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号）第 1 条（汚染土壌処理施設の種類）

■解釈文書等

- ア 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」
- イ 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903017 号環境省水・大気環境局土壌環境課長通知「汚染土壌の運搬に関する基準等について」
- ウ 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）（環境省）
- エ 汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第 4.2 版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.040

処 分 名	汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置命令
処 分 の 概 要	法の規定に違反して当該汚染土壌を運搬した場合または当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合のいずれかに該当する場合において、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第１９条
処 分 基 準	◎市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。 一 運搬に関する基準の規定に違反して当該汚染土壌を運搬した場合 当該運搬を行った者 二 汚染土壌の処理の委託の規定に違反して当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合 当該汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行った者を除く。） なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成２６年４月１日（最終改正：令和５年４月１日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

土壌汚染対策法

(措置命令)

第十九条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 第十七条の規定に違反して当該汚染土壌を運搬した場合 当該運搬を行った者

二 前条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合 当該汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行った者を除く。）

■関連法令

ア 土壌汚染対策法第 16 条（汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令）

イ 土壌汚染対策法第 17 条（運搬に関する基準）

エ 土壌汚染対策法第 18 条（汚染土壌の処理の委託）

オ 土壌汚染対策法第 20 条第 1 項ないし第 3 項（管理票）

カ 土壌汚染対策法第 22 条（汚染土壌処理業）

キ 土壌汚染対策法施行令第 10 条（政令で定める市の長による事務の処理）

ク 土壌汚染対策法施行規則第 65 条（運搬に関する基準）

ケ 土壌汚染対策法施行規則第 68 条（運搬受託者の記載事項）

コ 土壌汚染対策法施行規則第 69 条（管理票交付者への送付期限）

サ 汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号）第 1 条（汚染土壌処理施設の種類）

シ 汚染土壌処理業に関する省令第 5 条第 22 号ロ及び第 23 号（汚染土壌の処理に関する基準）

ス 汚染土壌処理業に関する省令第 13 条第 1 項第 1 号（許可の取消し等の場合の措置義務）

■解釈文書等

ア 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」

イ 平成 31 年 3 月 1 日環水大土発第 1903017 号環境省水・大気環境局土壌環境課長通知「汚染土壌の運搬に関する基準等について」

ウ 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903018 号環境省水・大気環境局土壌環境課長通知「汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関

する基準について」

エ 汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4.2版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.041

処 分 名	汚染土壌の処理の方法の変更その他必要な措置命令
処 分 の 概 要	汚染土壌処理業者により環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたと認めるときは、当該汚染土壌処理業者に対し、当該汚染土壌の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第２４条
処 分 基 準	◎市長は、汚染土壌処理業者により環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたと認めるときは、当該汚染土壌処理業者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。 なお、不利益処分をするかどうか等の判断基準が法令の定めに具体的に規定され尽くされているため、処分基準は設定しません。
設 定 年 月 日	平成２６年４月１日（最終改正：令和６年４月１日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土壌汚染対策法

(改善命令)

第二十四条 都道府県知事は、汚染土壌処理業者により第二十二条第六項の環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたと認めるときは、当該汚染土壌処理業者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

■関連法令

ア 土壌汚染対策法第 16 条第 1 項（汚染土壌の搬出時の届出）

イ 土壌汚染対策法第 20 条第 1 項及び第 4 項（管理票）

ウ 土壌汚染対策法第 22 条第 1 項（汚染土壌処理業の許可）

エ 土壌汚染対策法第 22 条第 6 項及び汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号）第 5 条（汚染土壌の処理に関する基準）

オ 土壌汚染対策法施行令第 10 条（政令で定める市の長による事務の処理）

カ 土壌汚染対策法施行規則第 7 条第 1 項及び別表第 2（地下水基準）

キ 土壌汚染対策法施行規則第 9 条第 1 項第 2 号及び別表第 3（第二溶出量基準）

ク 土壌汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項及び別表第 4（土壌溶出量基準）

ケ 土壌汚染対策法施行規則第 31 条第 2 項及び別表第 5（土壌含有量基準）

コ 汚染土壌処理業に関する省令第 2 条第 2 項第 28 号（大気有害物質）

サ 汚染土壌処理業に関する省令第 4 条第 1 号リ（公共用水域への排水基準、測定方法その他）

シ 汚染土壌処理業に関する省令第 4 条第 1 号ヌ（下水道への排除基準、測定方法その他）

ス 汚染土壌処理業に関する省令第 4 条第 1 号ヲ（大気有害物質の許容限度、測定方法その他）

セ 下水道法

ソ 下水道法施行令

タ 下水道法第 12 条の 2 第 3 項の規定に基づき、特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準（公共下水道管理者が定めたもの）

チ 大気汚染防止法

ツ 騒音規制法

テ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

ト 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令

ナ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定

基準を定める省令（昭和 48 年総理府令第 6 号）

ニ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

ヌ 水質汚濁防止法

ネ 排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）

ノ 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づき、排水基準を定める条例（昭和 46 年埼玉県条例第 61 号）

ハ 悪臭防止法

ヒ 振動規制法

フ ダイオキシン類対策特別措置法

ヘ ダイオキシン類対策特別措置法施行規則

ホ 平成 15 年環境省告示第 17 号（地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件）

マ 平成 22 年環境省告示第 24 号（汚水が地下に浸透することを防止するための措置を定める件）

ミ 平成 22 年環境省告示第 25 号（大気有害物質の量の測定方法を定める件）

■ 解釈文書等

ア 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」

イ 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903018 号環境省水・大気環境局土壌環境課長通知「汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について」

ウ 有害大気汚染物質測定マニュアル（平成 31 年 3 月環境省水・大気環境局大気環境課）

エ 汚染土壌の処理業に関するガイドライン（改訂第 4.3 版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.042

処 分 名	汚染土壌処理業の許可の取り消し又は事業の全部停止若しくは一部停止の命令
処 分 の 概 要	汚染土壌処理業者が汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続的に行うに足りるものとして一定の基準に適合すると認められるときに限って許可することにより、汚染土壌の適正な処理を確保するものであるが、その基準に適合しないなど法が許可を取り消すべき場合等として定める要件に該当すると判断されるに至った場合には、許可の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止を命じることができます。
根拠法令等・条項	土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第２５条
処 分 基 準	◎市長は、汚染土壌処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命じることができます。 一 汚染土壌処理業者が欠格要件に至ったとき。 二 汚染土壌処理施設又はその者の能力が環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。 三 汚染土壌の搬出等に関する規制の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。 四 不正の手段により汚染土壌処理業の許可（許可の更新を含む。）又は汚染土壌処理業の変更の許可を受けたとき。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成２６年４月１日（最終改正：令和６年４月１日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

土壌汚染対策法

（許可の取消し等）

第二十五条 都道府県知事は、汚染土壌処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十二条第三項第二号イ又はハからトまでのいずれかに該当するに至ったとき。

二 汚染土壌処理施設又はその者の能力が第二十二条第三項第一号の環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。

四 不正の手段により第二十二条第一項の許可（同条第四項の許可の更新を含む。）又は第二十三条第一項の変更の許可を受けたとき。

■関連法令

ア 土壌汚染対策法第 22 条第 1 項（汚染土壌処理業の許可）

イ 土壌汚染対策法第 22 条第 3 項第 1 号、第 2 号並びに汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号）第 4 条（汚染土壌処理業の許可の基準）

ウ 土壌汚染対策法第 23 条第 1 項（変更の許可）

エ 土壌汚染対策法第 4 章（汚染土壌の搬出等に関する規制）

オ 土壌汚染対策法施行令第 10 条（政令で定める市の長による事務の処理）

■解釈文書等

ア 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」

イ 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903018 号環境省水・大気環境局土壌環境課長通知「汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について」

ウ 汚染土壌の処理業に関するガイドライン（改訂第 4.3 版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.043

処 分 名	廃止若しくは取り消された許可に係る処理施設に対する措置命令
処 分 の 概 要	汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は当該事業に係る許可が取り消された汚染土壌処理業者は、当該廃止等した汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じなければなりません。汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該汚染土壌処理施設を汚染土壌の処理の事業の用に供した者に対し、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第２７条第２項
処 分 基 準	◎汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は当該事業に係る許可が取り消された汚染土壌処理業者は、当該廃止等した汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じなければなりません。市長は、汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該汚染土壌処理施設を汚染土壌の処理の事業の用に供した者に対し、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成２６年４月１日（最終改正：令和６年４月１日）
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

土壌汚染対策法

（許可の取消し等の場合の措置義務）

第二十七条 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は第二十五条の規定により許可を取り消された汚染土壌処理業者は、環境省令で定めるところにより、当該廃止した事業の用に供した汚染土壌処理施設又は当該取り消された許可に係る汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該汚染土壌処理施設を汚染土壌の処理の事業の用に供した者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

■関連法令

ア 土壌汚染対策法第2条第2項（土壌汚染状況調査の定義）

イ 土壌汚染対策法第3条第1項本文及び土壌汚染対策法施行規則第2条ないし第15条（土壌汚染状況調査の方法）

ウ 土壌汚染対策法第6条（要措置区域の指定等）

エ 土壌汚染対策法第11条（形質変更時要届出区域の指定等）

オ 土壌汚染対策法第20条第1項及び第4項並びに汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第5条第23号及び第24号（管理票）

カ 土壌汚染対策法第25条（許可の取消し）

キ 土壌汚染対策法第27条第1項及び処理業省令第13条（許可の取消し等の場合の措置義務）

ク 土壌汚染対策法施行令第10条（政令で定める市の長による事務の処理）

ケ 土壌汚染対策法施行規則第7条第1項及び規則別表第2（地下水基準）

コ 土壌汚染対策法施行規則第31条第1項及び別表第4（土壌溶出量基準）

サ 汚染土壌処理業に関する省令第5条第20号（地下水の測定）

シ 平成15年環境省告示第16号（土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件）

ス 平成15年環境省告示第17号（地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件）

セ 平成15年環境省告示第18号（土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件）

ソ 平成15年環境省告示第19号（土壌含有量調査に係る測定方法を定める件）

タ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

チ 計量法

■ 解釈文書等

ア 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」

イ 平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903018 号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知「汚染土壤処理業の許可及び汚染土壤の処理に関する基準について」

ウ 汚染土壤の処理業に関するガイドライン（改訂第 4.3 版）（環境省）

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.044

処 分 名	特定施設の騒音防止方法等の改善命令
処 分 の 概 要	法の規定による特定施設の設置等の届出があった場合並びに特定施設を設置する工場又は事業場において、発生する騒音が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときに行う計画変更の勧告又は改善勧告に従わないときは、期限を定めて、騒音の防止の方法の改善等を命令することができます。
根拠法令等・条項	騒音規制法（昭和43年法律第98号）第12条第2項
処 分 基 準	◎市長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告し、その改善勧告に従わないときは、期限を定めて、勧告に従うべきことを命令することができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「特定工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

騒音規制法

(改善勧告及び改善命令)

第十二条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、第九条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

3 前二項の規定は、第七条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する指定地域となつた日又は同項に規定する特定施設となつた日から三年間は、適用しない。ただし、当該地域が指定地域となつた際又は当該施設が特定施設となつた際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第一項の規定に相当するものがあるとき、及びその者が第八条第一項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から三十日を経過したときは、この限りでない。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.045

処 分 名	特定建設作業の騒音の防止方法等の改善命令
処 分 の 概 要	特定建設作業に伴って発生する騒音が規則で定める基準に適合しないことにより周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、必要な騒音の防止等に関する勧告を行い、その勧告に従わない場合は、期限を定めて、騒音の防止の方法の改善等を命令することができます。
根拠法令等・条項	騒音規制法（昭和43年法律第98号）第15条第2項
処 分 基 準	◎市長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに環境大臣の定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告し、その勧告に従わない場合は、期限を定めて、騒音の防止の改善等を命令することができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

騒音規制法

（改善勧告及び改善命令）

第十五条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに環境大臣の定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

3 市町村長は、公共性のある施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前二項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、当該建設工事の円滑な実施について特に配慮しなければならない。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.046

処 分 名	特定施設の振動防止方法等の改善命令
処 分 の 概 要	法の規定による特定施設の設置等の届出があった場合並びに特定施設を設置する工場又は事業場において、発生する振動が規制基準に適合しないことにより周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときに行う計画変更の勧告又は改善勧告に従わないときは、期限を定めて、振動の防止の方法の改善等を命令することができます。
根拠法令等・条項	振動規制法（昭和51年法律第64号）第12条第2項
処 分 基 準	◎市長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告し、その改善勧告に従わないときは、期限を定めて、勧告に従うべきことを命令することができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「特定工場等の周辺的生活環境が損なわれていると認めるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

振動規制法

（改善勧告及び改善命令）

第十二条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、第九条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 前二項の規定は、第七条第一項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する指定地域となつた日又は同項に規定する特定施設となつた日から三年間（当該施設が政令で定める施設である場合にあっては、四年間）は、適用しない。ただし、当該地域が指定地域となつた際又は当該施設が特定施設となつた際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第一項の規定に相当するものがあるとき、及びその者が第八条第一項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から三十日を経過したときは、この限りでない。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.047

処 分 名	特定建設作業の振動の防止方法等の改善命令
処 分 の 概 要	特定建設作業に伴って発生する振動が規則で定める基準に適合しないことにより周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、必要な振動の防止等に関する勧告を行い、その勧告に従わない場合は、期限を定めて、振動の防止の方法の改善等を命令することができます。
根拠法令等・条項	振動規制法（昭和51年法律第64号）第15条第2項
処 分 基 準	◎市長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する振動が環境省令で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告し、その勧告に従わない場合は、期限を定めて、振動の防止の改善等を命令することができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

振動規制法

（改善勧告及び改善命令）

第十五条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する振動が環境省令で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

3 市町村長は、当該施設又は工作物に係る建設工事の工期が遅延することによつて公共の福祉に著しい障害を及ぼすおそれのあるときは、当該施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業について前二項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、生活環境の保全に十分留意しつつ、当該建設工事の実施に著しい支障を生じないように配慮しなければならない。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.048

処 分 名	悪臭物質排出措置の改善命令
処 分 の 概 要	事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なおいにより住民の生活環境が損なわれていると認められるときは、必要な限度において施設の運用改善、排出防止設備の改良等に関する勧告を行い、その勧告に従わないときに改善命令ができます。
根拠法令等・条項	悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第8条第1項、第2項
処 分 基 準	◎市長は、事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、相当の期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、悪臭原因物を発生させている施設の運用の改善、悪臭原因物の排出防止設備の改良その他悪臭原因物の排出を減少させるための措置命令を行うことができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「不快なおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

悪臭防止法

（改善勧告及び改善命令）

第八条 市町村長は、規制地域内の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、相当の期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、悪臭原因物を発生させている施設の運用の改善、悪臭原因物の排出防止設備の改良その他悪臭原因物の排出を減少させるための措置を執るべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

3 前項の規定による措置は、当該事業場の存する地域が規制地域となった日から一年間は当該事業場を設置している者について、当該事業場において発生する悪臭原因物の排出についての規制基準が新たに設けられた日から一年間は当該事業場を設置している者の当該悪臭原因物の排出について、とることができない。

4 第二項の規定による措置は、当該事業場において発生する悪臭原因物の排出についての規制基準が強化されたときは、その日から一年間、その排出が強化される前の規制基準に適合している場合について、とることができない。

5 市町村長は、小規模の事業者に対して第一項又は第二項の規定による措置を執るときは、その者の事業活動に及ぼす影響についても配慮しなければならない。

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.049

処 分 名	悪臭に係る事故時の応急措置命令
処 分 の 概 要	規制地域内に事業場を設置している者は、当該事業場において事故が発生し、悪臭原因物の排出が規制基準に適合せず、又は適合しないおそれが生じたときは、応急措置を講じ、その事故を速やかに復旧しなければならず、当該悪臭原因物の不快なおいにより住民の生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、引き続き当該悪臭原因物の排出の防止のための応急処置を講ずべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	悪臭防止法（昭和４６年法律第９１号）第１０条第３項
処 分 基 準	規制地域内に事業場を設置している者は、当該事業場において事故が発生し、悪臭原因物の排出が規制基準に適合せず、又は適合しないおそれが生じたときは、直ちに、その事故について応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧しなければならず、市長は、当該悪臭原因物の不快なおいにより住民の生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、引き続き当該悪臭原因物の排出の防止のための応急処置を講ずべきことを命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「悪臭原因物の不快なおいにより住民の生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成２６年４月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

悪臭防止法

（事故時の措置）

第十条 規制地域内に事業場を設置している者は、当該事業場において事故が発生し、悪臭原因物の排出が規制基準に適合せず、又は適合しないおそれが生じたときは、直ちに、その事故について応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧しなければならない。

2 前項の場合においては、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況を市町村長に通報しなければならない。ただし、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十七条第二項の規定による通報の受理に関する事務が同法第三十一条第一項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされている場合において当該通報を当該政令で定める市の長にしたとき及び石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二十三条第一項の規定による通報をした場合は、この限りでない。

3 市町村長は、第一項の場合において、当該悪臭原因物の不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、同項に規定する者に対し、引き続き当該悪臭原因物の排出の防止のための応急措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 第八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.050

処 分 名	ばい煙又は汚水等に係る指定施設に係る計画変更命令等
処 分 の 概 要	ばい煙又は汚水等に係る指定施設に係る届出があった場合において、その届出に係る指定施設の設置又は変更に関する計画が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、公害防止の方法等に関する計画の変更又は届出に係る指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができます。
根拠条例等・条項	埼玉県生活環境保全条例（平成１３年条例第５７号）第５６条
処 分 基 準	ばい煙又は汚水等に係る指定施設に係る届出があった場合において、その届出に係る指定施設の設置又は変更に関する計画が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、公害防止の方法等に関する計画の変更又は届出に係る指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「規制基準に適合しないと認めるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■埼玉県生活環境保全条例

（計画変更命令等）

第五十六条 知事は、第五十二条第一項又は第五十四条第一項の規定による届出（ばい煙又は汚水等に係る指定施設に係る届出に限る。）があった場合において、その届出に係る指定施設の設置又は変更に関する計画が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出の日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、公害防止の方法等に関する計画の変更（第五十四条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第五十二条第一項の規定による届出に係る指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

（市町村が処理する事務の範囲等）

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第 113 項

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.051

処 分 名	排水水に係る改善命令、一時停止命令
処 分 の 概 要	市長は指定排水工場等に係る排水水を排出する者が規制基準に適合しない排水水を排出するおそれがあると認めるときは、必要な限度で当該施設の公害防止の方法等必要な措置をとるべきことを勧告することができ、勧告に従わない場合は改善又は一時停止を命ずることができます。
根拠条例等・条項	埼玉県生活環境保全条例（平成１３年条例第５７号）第５９条第２項
処 分 基 準	市長は指定排水工場等に係る排水水を排出する者が規制基準に適合しない排水水を排出するおそれがあると認めるときは、必要な限度で当該施設の公害防止の方法等必要な措置をとるべきことを勧告することができ、勧告に従わない場合は改善又は一時停止を命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■埼玉県生活環境保全条例

（改善勧告及び改善命令等）

第五十九条 知事は、指定施設（炭化水素類に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）若しくは別表第五第一号に掲げる工場若しくは事業場から気化した炭化水素類若しくは有害大気汚染物質を排出する者が規制基準を遵守していないと認めるとき、又は別表第五第二号に掲げる工場若しくは事業場から排水を排出する者が規制基準を遵守しないおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な限度において、当該指定施設又は有害大気汚染物質若しくは汚水等を排出している施設の公害防止の方法の改善等必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、第五十五条第一項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで指定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて当該指定施設若しくは有害大気汚染物質若しくは汚水等を排出している施設の公害防止の方法の改善等必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該指定施設若しくは当該施設の使用の一時停止を命ずることができる。

（略）

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

（市町村が処理する事務の範囲等）

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第 113 項

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.052

処 分 名	指定工場等に係る改善命令、一時停止命令
処 分 の 概 要	指定騒音工場等、指定振動工場等、指定悪臭工場等若しくは作業場等で発生する騒音・振動又は悪臭が規制基準に適合しないことにより、その工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、公害防止の方法の改善等必要な措置をとるべきことを勧告することができ、勧告に従わない場合は改善又は一時停止を命ずることができます。
根拠条例等・条項	埼玉県生活環境保全条例（平成１３年条例第５７号）第５９条第４項
処 分 基 準	市長は指定騒音工場等、指定振動工場等、指定悪臭工場等若しくは作業場等で発生する騒音・振動又は悪臭が規制基準に適合しないことにより、その工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、公害防止の方法の改善等必要な措置をとるべきことを勧告することができ、勧告に従わない場合は改善又は一時停止を命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■埼玉県生活環境保全条例

第五十九条 （略）

3 知事は、規制地域内に設置されている指定騒音工場等、指定振動工場等若しくは指定悪臭工場等又は別表第六に掲げる作業場等（以下この項において「指定工場等」という。）において発生する騒音、振動又は悪臭が規制基準に適合しないことによりその指定工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該指定工場等を設置し、又は当該作業場等において作業を行っている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、公害防止の方法の改善等必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

4 知事は、第五十五条第二項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで指定施設（騒音又は振動に係るものに限る。以下この項において同じ。）を設置し、若しくは指定騒音作業を行っているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、同条第二項又は前項の事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて公害防止の方法の改善等必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該指定施設の使用若しくは指定騒音作業の一時停止を命ずることができる。

5 前二項の規定は、第五十三条第二項又は第三項の規定による届出をした者の当該届出に係る工場又は事業場については、同条第二項若しくは第三項に規定する規制地域となった日又は同条第二項若しくは第三項に規定する指定施設若しくは指定騒音作業となった日から一年間は、適用しない。ただし、その者が第五十四条第一項の規定による届出（騒音若しくは振動に係る指定施設又は指定騒音作業に係るものに限る。）をした場合において当該届出の日から三十日を経過したときは、この限りでない。

6 第四項の規定は、一の地域が規制地域となった際現にその地域内に指定悪臭工場等を設置している者又は一の工場若しくは事業場が指定悪臭工場等となった際現に規制地域内においてその工場若しくは事業場を設置している者については、その地域が規制地域となった日又はその工場若しくは事業場が指定悪臭工場等となった日から一年間は、適用しない。

7 第四項の規定は、規制基準が強化された際現にその強化される前の規制基準に適合している指定悪臭工場等を設置している者については、その強化された日から一年間は、適用しない。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

（市町村が処理する事務の範囲等）

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第 113 項

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.053

処 分 名	指定施設（ばい煙・粉じん・汚水等）、指定土木建設作業に係る改善命令、一時停止命令
処 分 の 概 要	指定施設（ばい煙・粉じん・汚水等）、指定土木建設作業で規制基準に適合・遵守等しないと認めるときは、改善又は一時停止を命ずることができます。
根拠条例等・条項	埼玉県生活環境保全条例（平成１３年条例第５７号）第６０条第１項
処 分 基 準	市長は、ばい煙に係る指定施設において発生するばい煙を大気中に排出する者が、ばい煙の量又は濃度に係る規制基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるとき、若しくはばい煙の量又は濃度に係る規制基準を遵守していないと認めるとき、粉じんに係る指定施設を設置している者が規制基準を遵守していないと認めるとき、又は汚水等に係る指定施設を設置している工場若しくは事業場から排出水を排出する者若しくは指定土木建設作業を行っている者が規制基準を遵守しないおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて公害防止の方法の改善等必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該指定施設の使用、当該指定土木建設作業若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「規制基準に適合・遵守しないと認めるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■埼玉県生活環境保全条例

(改善命令等)

第六十条 知事は、指定施設（ばい煙に係るものに限る。）において発生するばい煙を大気中に排出する者が、規制基準（ばい煙の量又は濃度に係るものに限る。）に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるとき、若しくは規制基準（ばい煙の量又は濃度に係るものを除く。）を遵守していないと認めるとき、指定施設（粉じんに係るものに限る。）を設置している者が規制基準を遵守していないと認めるとき、又は指定施設（汚水等に係るものに限る。）を設置している工場若しくは事業場から排出水を排出する者若しくは指定土木建設作業を行っている者が規制基準を遵守しないおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて公害防止の方法の改善等必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該指定施設の使用、当該指定土木建設作業若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

2 第五十条第四項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第 113 項

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.054

処 分 名	焼却停止の命令
処 分 の 概 要	野外焼却等の禁止の規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、人の健康又は生活環境への支障を防止するために必要な限度において、当該行為の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができ、勧告に従わないときは、当該行為の停止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができます。
根拠条例等・条項	埼玉県生活環境保全条例（平成１３年条例第５７号）第６２条第２項
処 分 基 準	市長は、野外焼却等の禁止の規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、人の健康又は生活環境への支障を防止するために必要な限度において、当該行為の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができ、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、当該行為の停止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■埼玉県生活環境保全条例

（焼却停止の勧告及び命令）

第六十二条 知事は、前条の規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、人の健康又は生活環境への支障を防止するために必要な限度において、当該行為の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、同項の支障を防止するために必要な限度において、当該行為の停止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

（市町村が処理する事務の範囲等）

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第 113 項

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.055

処 分 名	深夜営業騒音等の改善命令、停止命令
処 分 の 概 要	夜間営業騒音の規制の規定に違反することにより当該騒音を発生する場所の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善等必要な措置をとるべきことを勧告することができ、勧告に従わない場合は改善を命ずることができます。 また、深夜の音響機器の使用の規定に違反することにより当該騒音を発生する場所の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、違反する行為の停止を勧告することができ、勧告に従わない場合は停止を命ずることができます。
根拠条例等・条項	埼玉県生活環境保全条例（平成１３年条例第５７号）第６７条第３項、第４項
処 分 基 準	市長は、夜間営業騒音の規制の規定に違反することにより当該騒音を発生する場所の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善等必要な措置をとるべきことを勧告することができ、勧告に従わない場合は改善を命ずることができます。 また、深夜の音響機器の使用の規定に違反することにより当該騒音を発生する場所の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、深夜の音響機器の使用の規定に違反する行為の停止を勧告することができ、勧告に従わない場合は停止を命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■埼玉県生活環境保全条例

（深夜営業騒音等の規制）

第六十六条 夜間において別表第七に掲げる営業を行う者は、当該営業に係る夜間における騒音について、規則で定める区域の区分ごとに規則で定める基準を超える騒音を発生し、又は発生させてはならない。

2 静穏の保持を特に必要とする区域として規則で定める区域内において別表第七に掲げる営業を行う者は、深夜（午後十一時から翌日の午前六時までの間をいう。）において、当該営業を行う場所において規則で定める音響機器を使用し、又は使用させてはならない。ただし、当該音響機器から発生する音が当該営業を行う場所の外部に漏れない場合は、この限りでない。

（改善勧告及び改善命令等）

第六十七条 知事は、前条第一項の規定に違反することにより当該騒音を発生する場所の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善等必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前条第二項の規定に違反することにより当該騒音を発生する場所の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、同項の規定に違反する行為の停止を勧告することができる。

3 知事は、第一項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 知事は、第二項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、前条第二項の規定に違反する行為の停止を命ずることができる。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

（市町村が処理する事務の範囲等）

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第 113 項

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.056

処 分 名	拡声機の使用変更命令
処 分 の 概 要	商業宣伝を目的とする拡声機の使用が基準に適合しないことにより当該拡声機の使用に係る騒音を発生する場所の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、拡声機の使用の方法等を変更すべきことを勧告することができ、勧告に従わない場合は変更すべきことを命ずることができます。
根拠条例等・条項	埼玉県生活環境保全条例（平成１３年条例第５７号）第６８条第３項
処 分 基 準	市長は、商業宣伝を目的とする拡声機の使用が基準に適合しないことにより当該拡声機の使用に係る騒音を発生する場所の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、拡声機の使用の方法等を変更すべきことを勧告することができ、勧告に従わない場合は拡声機の使用の方法等を変更すべきことを命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■埼玉県生活環境保全条例

（拡声機の使用の規制等）

第六十八条 商業宣伝を目的として拡声機を使用する者は、拡声機の使用の方法、時間等について、規則で定める使用に係る基準を遵守しなければならない。

2 知事は、商業宣伝を目的とする拡声機の使用が前項に規定する基準に適合しないことにより当該拡声機の使用に係る騒音を発生する場所の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、その者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、拡声機の使用の方法等を変更すべきことを勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、拡声機の使用の方法等を変更すべきことを命ずることができる。

4 何人も、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機をいう。）から、機外に向けて、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。ただし、知事が特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

（市町村が処理する事務の範囲等）

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第 113 項

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.057

処 分 名	汚染土壌の処理に関する命令
処 分 の 概 要	特定有害物質取扱事業者が、その特定有害物質取扱事業所において特定有害物質により土壌を汚染したことにより、大気又は地下水を汚染し、かつ、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定有害物質取扱事業者に対し、土壌及び地下水汚染対策指針に基づき、汚染した土壌の処理に関する計画を作成し、これに基づき、汚染した土壌を処理すべきことを命ずることができます。
根拠条例等・条項	埼玉県生活環境保全条例（平成１３年条例第５７号）第７８条第１項
処 分 基 準	市長は、特定有害物質取扱事業者が、その特定有害物質取扱事業所において特定有害物質により土壌を汚染したことにより、大気又は地下水を汚染し、かつ、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定有害物質取扱事業者に対し、土壌及び地下水汚染対策指針に基づき、汚染した土壌の処理に関する計画を作成し、これに基づき、汚染した土壌を処理すべきことを命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「大気又は地下水を汚染し、かつ、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■埼玉県生活環境保全条例

（汚染土壌の処理に関する命令）

第七十八条 知事は、特定有害物質取扱事業者が、その特定有害物質取扱事業所において特定有害物質により土壌を汚染したことにより、大気又は地下水を汚染し、かつ、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定有害物質取扱事業者に対し、土壌及び地下水汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、汚染した土壌の処理に関する計画（以下この条において「汚染処理計画」という。）を作成し、これに基づき、汚染した土壌を処理すべきことを命ずることができる。この場合において、当該特定有害物質取扱事業者が当該特定有害物質取扱事業所の敷地の所有者と異なるときは、当該所有者は、当該措置の実施に協力しなければならない。

2 前項の規定による命令を受けた特定有害物質取扱事業者は、汚染処理計画を作成したときは、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。

3 前項の規定により汚染処理計画の提出をした特定有害物質取扱事業者は、汚染した土壌の処理が完了したときは、規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

（市町村が処理する事務の範囲等）

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第 113 項

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：環境経済部環境政策課 No.058

処 分 名	汚染拡散防止の措置の命令
処 分 の 概 要	特定有害物質取扱事業所の敷地の土壌の汚染の状況の調査の結果、特定有害物質取扱事業所の敷地の土壌の特定有害物質の濃度が基準を超えていると認めるときは、その特定有害物質取扱事業者に対し、土壌及び地下水汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより当該特定有害物質取扱事業所の敷地の汚染した土壌の拡散の防止に関する計画を作成し、これに基づき、汚染の拡散の防止の措置をとるべきことを命ずることができます。
根拠条例等・条項	埼玉県生活環境保全条例（平成１３年条例第５７号）第７９条第２項
処 分 基 準	市長は、特定有害物質取扱事業所の敷地の土壌の汚染の状況の調査の結果、特定有害物質取扱事業所の敷地の土壌の特定有害物質の濃度が規則で定める基準を超えていると認めるときは、その特定有害物質取扱事業者に対し、土壌及び地下水汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより当該特定有害物質取扱事業所の敷地の汚染した土壌の拡散の防止に関する計画を作成し、これに基づき、汚染の拡散の防止の措置をとるべきことを命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「土壌汚染基準を超えていると認めるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■埼玉県生活環境保全条例

（特定有害物質取扱事業所の廃止又は建物除却時の措置）

第七十九条 特定有害物質取扱事業者は、その特定有害物質取扱事業所を廃止し、又は当該特定有害物質取扱事業所の建物の全部若しくは建物のうち特定有害物質を取り扱い若しくは取り扱っていた部分を除却するときは、土壌及び地下水汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、当該特定有害物質取扱事業所の敷地の土壌の汚染の状況を調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による調査の結果、特定有害物質取扱事業所の敷地の土壌の特定有害物質の濃度が規則で定める基準（以下この条及び次条において「土壌汚染基準」という。）を超えていると認めるときは、その特定有害物質取扱事業者に対し、土壌及び地下水汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより当該特定有害物質取扱事業所の敷地の汚染した土壌の拡散の防止に関する計画（以下この条及び次条において「汚染拡散防止計画」という。）を作成し、これに基づき、汚染の拡散の防止の措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、当該特定有害物質取扱事業者が当該特定有害物質取扱事業所の敷地の所有者と異なるときは、当該所有者は、当該措置の実施に協力しなければならない。

3 前項の規定による命令を受けた特定有害物質取扱事業者は、汚染拡散防止計画を作成したときは、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。

4 前項の規定により汚染拡散防止計画の提出をした特定有害物質取扱事業者は、汚染の拡散の防止の措置が完了したときは、規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

5 前各項の規定にかかわらず、特定有害物質取扱事業者が土壌の汚染の状況の調査又は汚染した土壌の拡散の防止に係る措置を行わずに第一項に規定する特定有害物質取扱事業所の廃止又は建物の除却に係る土地の譲渡（借地の場合にあっては、当該土地の返還をいう。以下この項及び第八十一条において同じ。）をしたときは、当該譲渡を受けた者は、土壌及び地下水汚染対策指針に基づき、当該調査又は当該措置を講じなければならない。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

（市町村が処理する事務の範囲等）

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第 113 項

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.059

処 分 名	地下水の水質の浄化に係る命令
処 分 の 概 要	特定有害物質取扱事業所において特定有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定有害物質取扱事業者に対し、地下水の水質の浄化のための措置をとるべきことを命ずることができます。また、特定有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があった時において当該特定有害物質取扱事業者であった者に対しても、措置をとるべきことを命ずることができます。
根拠条例等・条項	埼玉県生活環境保全条例（平成１３年条例第５７号）第８３条第１項、第２項
処 分 基 準	市長は、特定有害物質取扱事業所において特定有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定有害物質取扱事業者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとるべきことを命ずることができます。また、特定有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があった時において当該特定有害物質取扱事業者であった者に対しても、措置をとるべきことを命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■埼玉県生活環境保全条例

（地下水の水質の浄化に係る命令）

第八十三条 知事は、特定有害物質取扱事業所において特定有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該特定有害物質取扱事業者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質の浄化のための措置をとるべきことを命ずることができる。ただし、その者が、当該浸透があった時において当該特定有害物質取扱事業者であった者と異なる場合は、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合において、知事は、同項の浸透があった時において当該特定有害物質取扱事業者であった者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対しても、同項の措置をとるべきことを命ずることができる。

3 特定有害物質取扱事業者（特定有害物質取扱事業所又はその敷地を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者を含む。）は、その特定有害物質取扱事業所について前項の規定による命令があったときは、当該命令に係る措置に協力しなければならない。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

（市町村が処理する事務の範囲等）

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第 113 項

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.060

処 分 名	水質の汚濁に関する緊急時の措置命令
処 分 の 概 要	公共用水域の一部の区域について、異常な濁水等により当該公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合、当該事態が発生した公共用水域の一部の区域に排水を排出する者に対し、排水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができます。
根拠条例等・条項	埼玉県生活環境保全条例（平成１３年条例第５７号）第１０７条第２項
処 分 基 準	市長は、公共用水域の一部の区域について、異常な濁水その他これに準ずる事由により当該公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合、当該事態が発生した公共用水域の一部の区域に排水を排出する者に対し、期間を定めて、排水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■埼玉県生活環境保全条例

（水質の汚濁に関する緊急時の措置）

第百七条 知事は、公共用水域の一部の区域について、異常な渇水その他これに準ずる事由により当該公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知しなければならない。

2 知事は、前項の事態が発生したときは、規則で定めるところにより、当該事態が発生した公共用水域の一部の区域に排出水を排出する者に対し、期間を定めて、排出水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

（市町村が処理する事務の範囲等）

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第 113 項

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.061

処 分 名	汚水等に係る事故時の措置命令
処 分 の 概 要	事業者は、工場若しくは事業場の施設、設備等の故障、破損その他の事故又は指定土木建設作業における事故の発生により、汚水等が公共用水域に流出し、若しくは地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、汚水等の引き続く排出、流出又は浸透を防止するための応急の措置をとらなければならない、応急の措置をとっていないと認めるとき、又は同様の事態を再発させるおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、応急の措置その他必要な措置をとるべきことを命ずることができます。
根拠条例等・条項	埼玉県生活環境保全条例（平成１３年条例第５７号）第１０９条第３項
処 分 基 準	事業者は、工場若しくは事業場の施設、設備等の故障、破損その他の事故又は指定土木建設作業における事故の発生により、汚水等が公共用水域に流出し、若しくは地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、汚水等の引き続く排出、流出又は浸透を防止するための応急の措置をとらなければならない、応急の措置をとっていないと認めるとき、又は同様の事態を再発させるおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、応急の措置その他必要な措置をとるべきことを命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■埼玉県生活環境保全条例

（事故時の措置）

第百九条 事業者は、工場若しくは事業場の施設、設備等の故障、破損その他の事故又は指定土木建設作業における事故の発生により、大気の汚染の原因となる物質で規則で定めるものが大気中に排出され、又は汚水等が公共用水域に流出し、若しくは地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、当該物質又は汚水等の引き続く排出、流出又は浸透を防止するための応急の措置をとらなければならない。

2 事業者は、前項の事故が発生したときは、直ちに、その事故の状況を知事に通報するとともに、規則で定めるところにより、講じた措置の概要を速やかに知事に報告しなければならない。

3 知事は、第一項に規定する事態を発生させた事業者が同項の応急の措置をとっていないと認めるとき、又は同様の事態を再発させるおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、同項の応急の措置その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

（市町村が処理する事務の範囲等）

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第 113 項

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.062

処 分 名	灯油等の流出・浸透防止措置命令
処 分 の 概 要	灯油等を、一日当たりそれぞれ条例に定める数量以上貯蔵し、又は取り扱う工場又は事業場を設置している者は、事故により当該工場又は事業場から灯油等が公共用水域に流出し、又は地下に浸透することにより、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることのないよう予防上の必要な措置をとらなければならないとき、又は措置が適当でないと認めるときは、当該工場又は事業場における灯油等の流出又は浸透の防止について必要な措置をとるべきことを命ずることができます。
根拠条例等・条項	埼玉県生活環境保全条例（平成１３年条例第５７号）第１１０条第２項
処 分 基 準	市長は、灯油等を、一日当たりそれぞれ条例に定める数量以上貯蔵し、又は取り扱う工場又は事業場を設置している者は、事故により当該工場又は事業場から灯油等が公共用水域に流出し、又は地下に浸透することにより、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることのないよう知事が定める予防上の必要な措置をとらなければならないとき、又はそのとった措置が適当でないと認めるときは、当該工場又は事業場における灯油等の流出又は浸透の防止について必要な措置をとるべきことを命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が「予防措置をとらないとき、又はそのとった措置が適当でないと認めるとき」に該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■埼玉県生活環境保全条例

（灯油等の流出又は浸透の防止）

第百十条 別表第九各号に掲げる油（以下この条において「灯油等」という。）を、一日当たりそれぞれ当該各号に定める数量以上貯蔵し、又は取り扱う工場又は事業場を設置している者は、事故により当該工場又は事業場から灯油等が公共用水域に流出し、又は地下に浸透することにより、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることのないよう知事が定める予防上の必要な措置をとらなければならない。

2 知事は、前項の者が同項の措置をとらないとき、又はそのとった措置が適当でないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該工場又は事業場における灯油等の流出又は浸透の防止について必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

（市町村が処理する事務の範囲等）

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第 113 項

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.063

処 分 名	公害防止監督者等の解任命令
処 分 の 概 要	公害防止監督者若しくは公害防止主任者又はこれらの代理者が大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法若しくはダイオキシン類対策特別措置法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又は埼玉県生活環境保全条例若しくは埼玉県生活環境保全条例に基づく規則の規定その他規則で定める法令の規定に違反したときは、指定工場等を設置している者に対し、公害防止監督者若しくは公害防止主任者又はこれらの代理者の解任を命令することができます。
根拠条例等・条項	埼玉県生活環境保全条例（平成１３年条例第５７号）第１１８条第１項
処 分 基 準	市長は、公害防止監督者若しくは公害防止主任者又はこれらの代理者が大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法若しくはダイオキシン類対策特別措置法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又は埼玉県生活環境保全条例若しくは埼玉県生活環境保全条例に基づく規則の規定その他規則で定める法令の規定に違反したときは、指定工場等を設置している者に対し、公害防止監督者若しくは公害防止主任者又はこれらの代理者の解任を命ずることができます。 市で行う命令は、騒音のみ、振動のみ、騒音・振動のみに該当する工場又は事業場、大気に該当する事業場、水質に該当する工場又は事業場です。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成１７年１０月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■埼玉県生活環境保全条例

(公害防止監督者等の解任命令等)

第百十八条 知事は、公害防止監督者若しくは公害防止主任者又はこれらの代理者が大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）若しくはダイオキシン類対策特別措置法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定その他規則で定める法令の規定に違反したときは、指定工場等を設置している者に対し、公害防止監督者若しくは公害防止主任者又はこれらの代理者の解任を命ずることができる。

(略)

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第 113 項

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則

(規則で定める指定工場等)

第四条 条例別表第百十二項第一号 6 及び 7、第二号 6 及び 7、第三号 7 及び 8、第四号 7 及び 8、第五号 6 及び 7、第六号 6 及び 7、第七号 13 及び 14 並びに第十三号に規定する別に規則で定める指定工場等は、それぞれ次の表に掲げるとおりとする。

(略)

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.064

処 分 名	土砂のたい積の許可の取消し
処 分 の 概 要	土砂のたい積の許可を受けた者が、不正な手段により、土砂たい積等の許可を受けたとき、土砂たい積の許可を受けた日から起算して１年を経過する日までに当該許可に係る土砂のたい積に着手しなかったとき、土砂たい積の許可に係る土砂のたい積に着手した日後１年を超える期間引き続き土砂のたい積を行っていないとき、土砂たい積の許可の基準に適合しない土砂のたい積を行ったとき、土砂たい積の許可等の条件に違反したとき、土砂たい積の変更の許可の規定に違反して変更の許可を受けないで土砂のたい積を行ったとき、土砂たい積に係る措置命令に違反したときに該当するときは、当該許可を取り消すことができます。
根拠条例等・条項	春日部市土砂のたい積の規制に関する条例（平成１７年条例第１１６号）第１１条
処 分 基 準	市長は、許可事業者が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができます。 - 不正な手段により、土砂たい積等の許可を受けたとき。 - 土砂たい積の許可を受けた日から起算して１年を経過する日までに当該許可に係る土砂のたい積に着手しなかったとき。 - 土砂たい積の許可に係る土砂のたい積に着手した日後１年を超える期間引き続き土砂のたい積を行っていないとき。 - 土砂たい積の許可の基準に適合しない土砂のたい積を行ったとき。 - 土砂たい積の許可等の条件に違反したとき。 - 土砂たい積の変更の許可の規定に違反して変更の許可を受けないで土砂のたい積を行ったとき。 - 土砂たい積に係る措置命令に違反したとき。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成２６年４月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市土砂のたい積の規制に関する条例

（許可の取消し）

第 11 条 市長は、許可事業者が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- （１） 不正な手段により、第 6 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の許可を受けたとき。
- （２） 第 6 条第 1 項の許可を受けた日から起算して 1 年を経過する日までに当該許可に係る土砂のたい積に着手しなかったとき。
- （３） 第 6 条第 1 項の許可に係る土砂のたい積に着手した日後 1 年を超える期間引き続き土砂のたい積を行っていないとき。
- （４） 第 8 条第 1 項の基準に適合しない土砂のたい積を行ったとき。
- （５） 第 8 条第 3 項（第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）の条件に違反したとき。
- （６） 第 9 条第 1 項の規定に違反して同項に規定する変更の許可を受けずに土砂のたい積を行ったとき。
- （７） 第 19 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定による命令に違反したとき。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.065

処 分 名	土砂のたい積の改善、停止、措置命令
処 分 の 概 要	許可事業者が適切に土砂のたい積を行っていない場合、土壌基準を遵守しない場合などは、停止や措置の命令を行います。土砂のたい積の許可等を受けずに土砂のたい積を行った者に対し、土砂のたい積の中止、必要な措置の命令を行います。
根拠条例等・条項	春日部市土砂のたい積の規制に関する条例（平成１７年条例第１１６号）第１９条第１項、第２項、第３項
処 分 基 準	市長は、許可事業者が土砂のたい積許可（変更許可）を受けた土砂のたい積に関する計画に従って土砂のたい積を行っていないと認めるときは、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができます。また、土砂のたい積の許可、変更の許可の規定に違反して土砂のたい積を行った者に対し、土砂のたい積の中止を命じ、又は土砂の除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができます。また、許可事業者が土壌基準を遵守せず、又は遵守していないおそれがあると認めるときは、当該許可事業者に対し、直ちに当該土砂のたい積を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成２６年４月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市土砂のたい積の規制に関する条例
(措置命令)

第 19 条 市長は、許可事業者が当該許可（第 9 条第 1 項の許可を受けた者にあつては、その許可）を受けた土砂のたい積に関する計画に従って土砂のたい積を行っていないと認めるときは、当該許可を受けた者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、第 6 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の規定に違反して土砂のたい積を行った者（当該土砂のたい積を行った者に対し、当該違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂のたい積を行った者が当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。）に対し、土砂のたい積の中止を命じ、又は期限を定めて、土砂の除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 市長は、許可事業者が土壌基準を遵守せず、又は遵守していないおそれがあると認めるとき（第 16 条ただし書の確認を受けたときを除く。）は、当該許可事業者に対し、直ちに当該土砂のたい積を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市長は、第 16 条ただし書の確認を受けた許可事業者がその後の事情により、当該確認に係る土砂のたい積に用いた土砂の有害物質により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるに至ったときは、当該許可事業者に対し、当該土砂のたい積を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.066

処 分 名	土砂のたい積の停止、措置命令
処 分 の 概 要	土壌基準の確認を受けた許可事業者が人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、土砂のたい積を停止し、又は現状を保全するために必要な措置の命令を行います。
根拠条例等・条項	春日部市土砂のたい積の規制に関する条例（平成１７年条例第１１６号）第１９条第４項
処 分 基 準	市長は、土壌基準の確認を受けた許可事業者がその後の事情により、当該確認に係る土砂のたい積に用いた土砂の有害物質により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるに至ったときは、当該許可事業者に対し、当該土砂のたい積を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができます。 なお、処分の性質上、個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、条例の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、どのような場合が該当するかを示すことはできません。
設 定 年 月 日	平成２６年４月１日（最終改正：平成３０年４月１日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市土砂のたい積の規制に関する条例
(措置命令)

第 19 条 市長は、許可事業者が当該許可（第 9 条第 1 項の許可を受けた者にあつては、その許可）を受けた土砂のたい積に関する計画に従って土砂のたい積を行っていないと認めるときは、当該許可を受けた者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、第 6 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の規定に違反して土砂のたい積を行った者（当該土砂のたい積を行った者に対し、当該違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂のたい積を行った者が当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。）に対し、土砂のたい積の中止を命じ、又は期限を定めて、土砂の除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 市長は、許可事業者が土壌基準を遵守せず、又は遵守していないおそれがあると認めるとき（第 16 条ただし書の確認を受けたときを除く。）は、当該許可事業者に対し、直ちに当該土砂のたい積を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市長は、第 16 条ただし書の確認を受けた許可事業者がその後の事情により、当該確認に係る土砂のたい積に用いた土砂の有害物質により人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるに至ったときは、当該許可事業者に対し、当該土砂のたい積を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。